

市民生活環境

1 コミュニティ推進（コミュニティ推進室）

住みよいまちづくりを促進するため、地域住民の連帯意識と自治意識の向上を図り、自主的に組織されている自治会・地区コミュニティの地域活動を積極的に推進している。また、自主的な社会貢献活動である市民公益活動（ボランティア・NPO等）の促進に取り組んでいる。

(1) コミュニティ推進

① コミュニティセンター

地域住民のコミュニティ活動の拠点である市内のコミュニティセンターについて、地域の交流や学習・文化活動の場として効率的かつ効果的な活用が図られるよう、同センターを自主運営・自主管理するコミュニティセンター管理運営委員会に対し支援した。

[コミュニティセンター一覧表]

施設名	所在地	施設名	所在地
女瀬川南	芝生町三丁目 16-1	柳川	西町 2-5
寿栄	栄町三丁目 11-3	冠	大冠町二丁目 40-10
竹の内	竹の内町 60-6	西大冠	城南町三丁目 1-3
奥坂	別所本町 35-3	清水	宮之川原五丁目 4-3
堤	堤町 3-2	阿武野	南平台五丁目 21-2
大冠北第1	永楽町 1-15	玉川牧田	牧田町 26-3
大冠北第2	宮野町 10-16	清水池	川西町三丁目 7-7
川西	清福寺町 6-5	庄所	南庄所町 3-3
赤大路	赤大路町 15-6	桃園	城西町 10-12
		西阿武野	阿武野一丁目 10-2

② コミュニティ助成

ア 地域振興補助

地区コミュニティ組織の活動の促進を図り、地域ニーズや課題に幅広く対応できるよう各組織に対して補助を行った。

イ 高槻市コミュニティ市民会議補助

市内の各地区コミュニティで組織され、各地区におけるコミュニティ相互の連携と情報交流を図っている高槻市コミュニティ市民会議の事業に対し補助を行った。

ウ コミュニティセンター管理運営補助

市内全センターの管理運営事業に対して補助を行った。

エ コミュニティハウスの建設補助

地域住民活動団体の核となるコミュニティハウス（集会施設）の新築、増改築及び耐震診断に係る費用の補助を行った。

オ 樫田地区のコミュニティの再興

榎田地区におけるコミュニティ再活性化を図るため、空き家等の所有者と、定住希望者とのマッチングを図る「榎田地区空き家情報バンク制度」及び対象者に空き家等の再生費用の一部を補助する「榎田地区空き家再生事業補助金」の周知に努めた。

(2) 高槻まつり振興

市民相互の連帯とふれあいの場づくりを目的として開催される高槻まつりを支援するため、高槻まつり振興会に対し、事業補助を行った。

(3) 市民公益活動の促進

① NPO活動促進

市民公益活動サポートセンターの管理運営に要する経費の補助を行った。

市内のボランティアやNPO等市民公益活動の促進、団体間及び行政と団体との連携を図るため、「たかつきNPO協働フェスタ」並びに「高槻まちづくり塾」を開催した。

② NPO設立認証等事務

特定非営利活動促進法に基づき、NPOの設立認証等に関する事務を行った。

2 公民館

社会教育活動や生涯学習活動の実践の場として、公民館の果たすべき役割はますます重要になってきている。このような中で地域社会に開かれた「集う・学ぶ・結ぶ」機能を有する地域づくりの拠点施設として、市民の交流と多様な学習活動を支援し、学習成果が実生活や地域での実践に生かされるまちづくりを目指すとともに、地域文化がさらに発展するよう、公民館活動の充実に努めている。

(1) 公民館運営審議会

令和6年度は、審議会を2回開催し、生涯学習社会発展に向けてより地域に根ざした公民館活動を推進するため、公民館における各種事業の企画内容について主に審議された。

(2) 公民館事業

公民館では、事業の目的・ねらい、対象等を課題別・分野別に設定し、成人教育、青少年教育、人権啓発、地域・家庭教育、文化、グループ育成の各事業を展開している。また、地域住民が気軽に読書に親しめるよう、図書コーナーの本の貸し出しを行っている。

(3) 公民館整備事業

五領公民館の外壁タイル修繕、阿武山公民館・図書館の空調設備取替修繕を実施した。

〔公民館一覧表〕

館 名	所 在 地	開設年度
芥川公民館	芥川町四丁目 20-12	昭和 44 年度
真上公民館	真上町二丁目 16-6	昭和 48 年度
富田公民館	富田町五丁目 17-1	昭和 52 年度
南大冠公民館	大塚町一丁目 20-1	昭和 58 年度
三箇牧公民館	三島江一丁目 11-8	昭和 59 年度
北清水公民館	清水台一丁目 7-1	昭和 61 年度
今城塚公民館	郡家新町 48-3	昭和 62 年度
五領公民館	五領町 11-6	昭和 63 年度
磐手公民館	安満北の町 18-1	平成元年度
日吉台公民館	寺谷町 50-1	平成元年度
如是公民館	如是町 2-5	平成 2 年度
城内公民館	城内町 1-1	平成 5 年度
阿武山公民館	奈佐原二丁目 11-12	平成 16 年度

3 図書館

(1) 図書館協議会

図書館法及び高槻市立図書館条例に基づき、図書館長の諮問に応じ図書館運営について協議する機関として、平成 7 年 6 月に設置した。委員定数は 10 人以内で任期は 2 年である。

(2) 事業概要

	事業名	内 容
基本事業	電子図書館	令和4年11月より導入した電子図書館の周知に努め、読書困難者を含めた利用者の利便性向上及び新たな利用者増を図る。
	資料の収集	資料収集方針に基づき、一般書・児童書・参考図書・郷土資料・行政資料・視聴覚資料などを幅広く収集し、その充実に努める。
	資料の貸出し・返却	図書館サービスの中心である資料の貸出し等では、自動化したシステムを採用し、利用者のプライバシーを保護しながら利便性の向上に努める。
	資料の予約 (インターネットサービス)	図書館及び駅前図書コーナーの「資料検索機」や利用者のパソコン、スマートフォンなど各種携帯端末から予約ができ、各図書館や駅前図書コーナーの「予約資料コーナー」にて貸出しを行う。
	レファレンスサービス	図書館の資料を使い、利用者が知りたい情報を探す手助けをするサービス。所蔵調査や資料の調べ方の案内などを行う。
	オンラインデータベース 利用サービス	官報、新聞記事・企業情報、法律情報、辞書・辞典検索サイト等のオンラインデータを中央・小寺池・服部図書館にて無料で利用できることを周知するとともに、利用者の情報検索支援を行う。
	相互貸借	大阪府内・府外、国立国会図書館等の図書館間で相互に協力して図書館資料の貸借を行い、市民の幅広い読書要求に応える(送料については利用者の実費負担、府内公立図書館は無料)。
	複写サービス	所蔵資料の複写を著作権法その他関係法規の許諾範囲内で行う(有料)。
	「まちごと図書館」事業	公民館や支所において、インターネット等で予約した本の受取や返却及び施設内に配架した一般書の貸出しを行う。また、図書館司書が、本を持って公民館や支所を訪問し、貸出券の発行や読書相談・本の貸出し・予約受付等を行う。
	各種行事	年齢別のおはなし会や朗読会など各種講座等を開催し、市民の読書活動を啓発する。
	リユースブック事業	寄贈図書及び図書館の不要資料を無償で団体・個人に譲渡し、図書を媒介とした相互交流を図り、本の有効活用を推進する。
	出前講座 (講師派遣)	市民の依頼に応じて、実演を交えた講座や図書及び市立図書館の案内を行うとともに読書の楽しさを伝え、市民の読書活動を推進する。
	図書館ボランティア 養成研修	乳幼児から小学生、その保護者を対象にしたおはなし会などの各種行事に参加・参画する市民ボランティアを養成する。
子ども読書活動推進	「まちごと子ども図書館」事業	「第2次子ども読書活動推進計画」に基づき、小・中学校図書館や幼稚園、公民館、子育て支援施設等、市内93施設に市立図書館の児童書などの図書を貸し出して、子どもの読書環境の充実に努める。
	学校図書館支援	学校図書館への貸出図書の搬送サービスや、セット貸出事業を通じて読書環境の充実に努めるほか、小中学校教員・学校図書館支援員やボランティア・幼稚園教諭・保育士対象の研修を行い、資質向上のための支援を行う。
	ブックスタート事業	4か月児健康診査にて、絵本1冊、絵本リスト等を配付するとともに、読み聞かせの実演などによって絵本に親しむ大切さを保護者に啓発する。
障がい者支援等	朗読・音訳技術講座	対面朗読や図書の音訳に携わるボランティアを養成する。
	対面朗読	読書困難者(登録利用者)を対象に、図書館資料の対面朗読サービスをボランティアの協力を得て行う。
	デジタル録音 図書の製作	読書困難者を対象としたデジタル録音(デイジー)図書をボランティアの協力を得て製作する。
	郵送貸出	身体の障がい等により、図書館に来館することが困難な人(登録利用者)を対象に郵送による貸出サービスを行う。

(3) 施設の概要等

ア 中央図書館

設 置 場 所	高槻市桃園町2番1号(高槻市総合センター内2・3階部分)		
開 館 年 月 日	平成6年4月8日		
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(総合センター地上15階地下1階塔屋2階)		
面 積	専用面積 2,965.99㎡		
施 設 内 容	1 階	返却ポスト 25.54㎡	
	2 階	一般書・児童書・視聴覚・雑誌コーナーほか 1,421.39㎡ 視聴覚資料庫 16.13㎡	
	3 階	参考図書・郷土行政資料コーナーほか 859.68㎡	
		書 庫 278.96㎡	会議室1 34.08㎡
		会議室2 46.86㎡	対面朗読室 10.90㎡
		応接室 28.46㎡	OA室 30.36㎡
		事務室 181.66㎡	スタッフルーム 31.97㎡
開 館 時 間	月・水・金曜日…………… 午前10時～午後7時 木・土・日曜日・祝・休日…………… 午前10時～午後5時30分		
休 館 日	火曜日、12月28日～1月4日、館内整理日(毎月第2木曜日) 電気点検日(2月第3日曜日) 特別整理期間(市長が定める概ね5日間)		

イ 中央図書館ミュージズ子ども分室

設 置 場 所	高槻市白梅町7番1号 (関西大学高槻ミュージズキャンパス内1階部分)		
開 館 年 月 日	平成22年7月14日		
構 造	鉄筋コンクリート造 地上12階建		
面 積	専用面積 196.02㎡		
施 設 内 容	児童室		
開 館 時 間	月曜日～土曜日 … 午前10時～午後5時		
休 館 日	日曜日・祝・休日、12月26日～1月6日、館内整理日(毎月第2木曜日) 特別整理期間(市長が定める概ね5日間) 7月29日～9月20日までの間の土曜日、6月5日、8月11日～8月20日、11月4日		

ウ 中央図書館JR駅前図書コーナー

設 置 場 所	高槻市紺屋町1番2号 (高槻市立総合市民交流センター内1階部分)		
開 設 年 月 日	平成22年4月8日		
構 造	鉄骨造一部鉄骨・鉄筋造 地上9階地下2階		
面 積	専用面積 18.18㎡		
施 設 内 容	予約図書貸出コーナー(予約案内機・予約棚・自動貸出機)・資料検索機・返却ポスト		
開 館 時 間	月曜日～日曜日 … 午前9時～午後10時		
休 館 日	2月・10月の第2木曜日、12月29日～1月3日、電気点検日(2月第3日曜日)、その他総合市民交流センターの休館日		

エ 中央図書館上牧駅前自動図書貸出返却コーナー

設 置 場 所	高槻市神内2丁目1番12号（上牧駅自転車駐車場1階内）
開 設 年 月 日	平成27年3月1日
構 造	鉄骨造
面 積	専用面積 30.6㎡
施 設 内 容	予約図書貸出コーナー（予約案内機・予約棚・自動貸出機）・資料検索機・返却ポスト
開 館 時 間	月曜日～日曜日 … 午前7時～午後8時
休 館 日	2月、10月の第2木曜日、12月29日～1月3日、電気点検日（2月第3日曜日）

オ 小寺池図書館

設 置 場 所	高槻市西五百住町1番1号				
開 館 年 月 日	昭和63年4月20日				
構 造	鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階				
面 積	敷地面積 5, 251. 50㎡ 延床面積 3, 070. 20㎡				
施 設 内 容	1 階	児童開架室	279. 00㎡	一般開架室	600. 00㎡
		書 庫	168. 00㎡	事務室	132. 00㎡
		玄関ホールほか	654. 25㎡		
	2 階	閲覧室	225. 00㎡	視聴覚室	168. 00㎡
会議室1		89. 00㎡	会議室2	25. 20㎡	
展示ホールほか		391. 09㎡			
	地階ほか	機械室ほか	338. 66㎡		
開 館 時 間	火・水・金曜日 …………… 午前10時～午後7時 木・土・日曜日・祝・休日 …………… 午前10時～午後5時30分				
休 館 日	月曜日、12月28日～1月4日、館内整理日(毎月第2木曜日) 電気点検日(2月第3日曜日) 特別整理期間(市長が定める概ね5日間)				

カ 芝生図書館

設 置 場 所	高槻市芝生町四丁目3番11号（老人福祉センター、市民プールとの複合施設）		
開 館 年 月 日	平成15年7月7日		
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建		
面 積	専用面積 1,273.52㎡		
施 設 内 容	1 階	一般書・視聴覚・新聞雑誌コーナーほか 601.30㎡ 児童書コーナー 223.60㎡ おはなし室 19.15㎡ 事務室兼作業室 63.50㎡ 倉 庫 14.00㎡ その他玄関ホール等 73.42㎡	読書集会室 46.15㎡ 対面朗読室 12.87㎡ 0A室 11.39㎡ 返却ポスト 9.27㎡
	2 階	スタッフルーム 32.72㎡ 倉庫 5.68㎡ 機械室 36.09㎡	書 庫 83.91㎡ その他廊下等 40.47㎡

開 館 時 間	月・水・金曜日…………… 午前10時～午後7時 木・土・日曜日・祝・休日…………… 午前10時～午後5時30分
休 館 日	火曜日、12月28日～1月4日、館内整理日(毎月第2木曜日) 電気点検日(2月第3日曜日) 特別整理期間(市長が定める概ね5日間)

キ 阿武山図書館

設 置 場 所	高槻市奈佐原二丁目11番12号(阿武山公民館との複合施設 1階部分)
開 館 年 月 日	平成16年11月5日
構 造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
面 積	専用面積 1,093.99㎡
施 設 内 容	一般書・CD・新聞雑誌・参考図書コーナー・カウンターほか 605.98㎡ 児童書コーナー 203.17㎡ おはなし室 20.98㎡ 対面朗読室 10.00㎡ 事務室・作業室 88.75㎡ 書庫 66.35㎡ 倉庫 12.25㎡ スタッフルーム・更衣室 22.75㎡ 返却ポスト 2.24㎡ その他 61.52㎡
開 館 時 間	月・水・金曜日…………… 午前10時～午後7時 木・土・日曜日・祝・休日…………… 午前10時～午後5時30分
休 館 日	火曜日、12月28日～1月4日、館内整理日(毎月第2木曜日) 電気点検日(2月第3日曜日) 特別整理期間(市長が定める概ね5日間)

ク 服部図書館

設 置 場 所	高槻市浦堂二丁目15番1号				
開 館 年 月 日	平成25年6月30日				
構 造	鉄骨造 地上2階				
面 積	敷地面積 2,212.23㎡ 延床面積 1,657.06㎡				
施 設 内 容	1 階	児童開架室	279.73㎡	児童書庫	24.36㎡
		多目的室	78.09㎡	事務室	75.17㎡
		その他	345.3㎡		
	2 階	一般開架室	651.27㎡	一般書庫	124.36㎡
		倉庫	30.53㎡	その他	48.25㎡
開 館 時 間	火・水・金曜日 …………… 午前10時～午後7時 木・土・日曜日・祝・休日 …………… 午前10時～午後5時30分				
休 館 日	月曜日、12月28日～1月4日、館内整理日(毎月第2木曜日) 電気点検日(2月第3日曜日) 特別整理期間(市長が定める概ね5日間)				

(4) 図書館利用状況（令和6年度）

図書館名		中 央	小寺池	芝 生	阿武山	服 部	ミュージ 子ども分室	合 計
区分								
貸出冊数(点数)	一般・児童書(冊)	782, 055	382, 815	340, 286	291, 449	701, 247	89, 130	2, 586, 982
	家庭・地域文庫(冊)	2, 037	-	-	-	-	-	2, 037
	視聴覚資料(点)	43, 327	20, 223	29, 531	20, 095	26, 804	559	140, 539
	電子書籍 (点)	29, 423	-	-	-	-	-	29, 423
	合 数(冊・点)	856, 842	403, 038	369, 817	311, 544	728, 051	89, 689	2, 758, 981
	1 日平均(冊・点)	2, 981	1, 450	1, 316	1, 109	2, 600	340	9, 796
新規登録者数(人)		3, 142	1, 171	853	587	1, 268	277	7, 298
予 約 件 数(件)		256, 907	84, 563	55, 159	61, 920	131, 885	21, 459	611, 893

※ 令和6年度市民1人当たりの貸出冊・点数は、8.00冊・点

高槻市の人口（令和7年3月末現在）は、344,852人

※ 中央図書館の貸出冊・点数には、JR駅前・上牧駅前図書コーナー、まちごと図書館の貸出冊・点数を含む。

※ 中央図書館の1日平均貸出冊・点数は、家庭・地域文庫の貸出冊数を含めず、中央図書館・JR駅前・上牧駅前図書コーナー・電子図書館それぞれの1日平均貸出冊・点数を合算したもの。

※ 中央図書館新規登録者数には、まちごと図書館の登録者数を含む。

※ 中央図書館の予約件数には、JR駅前・上牧駅前図書コーナー、まちごと図書館、電子図書館の予約件数を含む。

(5) 図書館蔵書冊数（令和6年度）

図書館名	中 央	小寺池	芝 生	阿武山	服 部	ミュージ	合 計
区分						子ども分室	
一般・児童書（冊）	488, 219	289, 340	179, 849	179, 233	219, 747	20, 900	1, 377, 288
家庭・地域文庫（冊）	19, 487	-	-	-	-	-	19, 487
視聴覚資料（点）	24, 634	12, 836	20, 526	19, 405	9, 580	-	86, 981
電子書籍（点）	5, 494	-	-	-	-	-	5, 494
合 計（冊・点）	537, 834	302, 176	200, 375	198, 638	229, 327	20, 900	1, 489, 250

※ 蔵書冊数には、雑誌を含まない。

4 文化振興・生涯学習（文化スポーツ振興課）

本市では「第2期文化振興ビジョン」（令和3年3月策定）に基づき、市民の文化芸術・生涯学習活動の推進や文化施設の整備・維持管理をし、高槻の都市の魅力を高め、市民が心豊かに過ごせるまちづくりを進めている。

高槻城公園芸術文化劇場や高槻城公園中央エリアのほか、生涯学習センター及び総合市民交流センター（クロスパル高槻）の一体的な管理運営を、指定管理者である公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団に委任している。

(1) 高槻城公園芸術文化劇場

令和5年に開館し、北摂最大級のトリシマホールや生音の響きを活かした太陽ファルマテックホール、本格的な演劇に適したサンユレックホールの他、各スタジオを有する南館と、平成4年に開館し、中ホールや展示室等を有する北館の2館で構成している。

本市の文化芸術の拠点施設として、市民の文化・芸術活動の振興を図るとともに、更に充実した地域文化が育まれるよう環境づくりに努めている。

① 概 要

開館時間	午前9時から午後10時まで		
休館日	月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（他臨時休館日あり）		
南館所在地	野見町6番8号		
開館年月	令和5年3月		
建物構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上2階地下2階建て		
延べ床面積	17,273㎡		
施設内容	トリシマホール	1,505席	
		1階 983席(車いす席8席含む)、2階 522席	
		舞台 間口16m、奥行15.9m、高さ11m	
		オーケストラピット（組立床式）	
	太陽ファルマテックホール	205席(車いす席2席含む)	
		舞台 間口10m、奥行5.9m、高さ10.8m	
	サンユレックホール	168席（可変）※車椅子席あり	
		舞台 間口14.5m、奥行7.5m、高さ5.7m	
	中小スタジオ	地下1階 6室	
		1階 4室	
北館所在地	野見町2番33号		
開館年月	平成4年4月		
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階地下3階建て		
延べ床面積	7,867.27㎡		
施設内容	中ホール	地下3階 602席（車いす席4席含む）	
		舞台 間口21.7m、奥行11.5m、高さ10m	
		オーケストラピット（張出し舞台として利用可）	

会議室等 地下1・2階 リハーサル室3室
 1階 防災センター、待合スペース
 2階 展示室
 3階 会議室、応接室、和室2室

② 利 用 料

ア トリシマホール【南館】

利用料及び 利用時間帯 区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日	区 分 外
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	(1時間あたり)
全席利用	平 日	33,000 円	63,000 円	84,000 円	149,000 円	4,700 円
	土日祝	42,000 円	80,000 円	105,000 円	186,000 円	
1階席のみ 利用	平 日	24,000 円	45,000 円	58,000 円	104,000 円	3,300 円
	土日祝	30,000 円	56,000 円	73,000 円	130,000 円	

イ 中ホール【北館】

利用料及び 利用時間帯 区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日	区 分 外
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	(1時間あたり)
全席利用	平 日	20,000 円	38,000 円	50,000 円	88,000 円	3,100 円
	土日祝	25,000 円	48,000 円	62,000 円	111,000 円	

ウ 太陽ファルマテックホール【南館】

利用料及び 利用時間帯 区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日	区 分 外
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	(1時間あたり)
全席利用	平 日	9,000 円	18,000 円	24,000 円	43,000 円	1,000 円
	土日祝	12,000 円	22,000 円	30,000 円	53,000 円	

エ サンユレックホール【南館】

利用料及び 利用時間帯 区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日	区 分 外
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	(1時間あたり)
全席利用	平 日	9,000 円	18,000 円	24,000 円	43,000 円	700 円
	土日祝	12,000 円	22,000 円	30,000 円	53,000 円	

オ 中小スタジオ【南館】（１時間につき）

区 分		利用料	定 員	区 分		利用料	定 員
地下 １階	中スタジオ１	(注)2,570 円	70 人	1 階	中スタジオ４	1,520 円	30 人
	中スタジオ２	1,390 円	38 人		小スタジオ４	600 円	11 人
	中スタジオ３	1,210 円	22 人		小スタジオ５	550 円	15 人
	小スタジオ１	580 円	10 人		小スタジオ６	730 円	18 人
	小スタジオ２	470 円	13 人				
	小スタジオ３	690 円	18 人				

(注)サンユレックホールの楽屋で利用する場合は無料

カ 会議室等【北館】（１時間につき）

区 分	利用料	定員
応 接 室	490 円	8 人
第１リハーサル室	460 円	25 人
第２リハーサル室	1,220 円	50 人
第３リハーサル室	790 円	30 人
第 １ 展 示 室	1,900 円	100 人
第 ２ 展 示 室	2,300 円	100 人
会 議 室	5,810 円	400 人
第 １ 和 室	1,100 円	30 人
第 ２ 和 室	300 円	10 人

※利用者が市外居住者の場合、入場料等を徴収する場合及び
営利目的の利用の場合は、表の利用料に規定の額を加算する。
また、附属設備を利用する場合は別途利用料が必要。

<第１展示室・第２展示室を展示のために３日以上連続利
用する場合の利用料>

区 分	利 用 料	
	1 日 目	2 日目以降（１日につき）
第１展示室	24,090 円	12,040 円
第２展示室	29,330 円	14,660 円

(2) 生涯学習センター

高槻市総合センター内に設置されている施設で、講演会やピアノ発表会などが開催できる多目的ホールや、展覧会などが開催できる展示ホール、音楽活動などに適したリハーサル室、絵画や学習会などに利用できる学習諸室等がある。また、附属施設として、エミル高槻２階に展示館「けやき」を設置し、市民の生涯学習活動の振興を図っている。

① 概 要

所 在 地	桃園町２番１号
開 館 年 月	平成６年４月
開 館 時 間	午前９時から午後１０時まで
休 館 日	水曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（他臨時休館日あり）
延べ床面積	3, 2 4 2 . 0 4 m ²
施 設 内 容	多目的ホール 3 0 8 席（車いす席４席を含む） 1 階 1 2 0 席（可動席で舞台と併せてフラット利用可）

2階 184席
 舞台 間口11m（音響反射板利用時は14.76m）
 奥行6m、高さ5.5m
 学習諸室 地下1階 リハーサル室
 1階 展示ホール、控室
 3階 会議室3室、和室、研修室
 生涯学習情報コーナー 1階

② 利 用 料

ア 多目的ホール利用料

利用料及び 利用時間帯 区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日	区 分 外
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	(1時間あたり)
全席利用	平 日	9,000 円	18,000 円	24,000 円	43,000 円	1,500 円
	土日祝	12,000 円	22,000 円	30,000 円	53,000 円	

イ 学習諸室利用料（1時間につき）

区 分	利 用 料	定 員	区 分	利 用 料	定 員
リハーサル室	940 円	50 人	和 室	660 円	18 人
展 示 ホール	2,620 円	200 人	第 1 会議室	970 円	28 人
控 室	—	10 人	第 2 会議室	1,210 円	50 人
研 修 室	1,480 円	54 人	第 3 会議室	700 円	24 人

＜展示ホールを展示のために引き続き3日以上利用する場合の利用料＞

利 用 料	
1 日 目	2日目以降（1日につき）
34,000 円	17,000 円

※ 利用者が市外居住者の場合、入場料等を徴収する場合及び営利目的の利用の場合は、表の利用料に規定の額を加算する。また、附属設備を利用する場合は別途利用料が必要。

ウ 展示館けやき利用料

生涯学習センター附属施設（エミル高槻2階）

利 用 料 1区分につき52,380円（1区分とは、金曜日から翌週水曜日）

※ 利用者が市外居住者の場合や入場料等を徴収する場合は、利用料に規定の額を加算する。

概 要 面積90㎡、壁面の長さ38m、天井高2.3～2.5m

③ 生涯学習センター事業

ア 学びを通して、夢や豊かな心を育み、いきいきとしたまちづくりを進めるため、「けやきの森市民大学講座」を開催し、市民が自ら学ぶことへのきっかけをつくる。

講座の構成にあたっては、次の点に留意している。

※ 大学・研究機関・美術館等、知的財産を持つ多くの機関の協力を得た講座を取り入れる。

※ 高度な知識・経験を有しておられる市民との協働による講座づくりを行う。

イ 協働のまちづくりを進めるため、市民団体等との協働による催しを開催する。

ウ 生涯学習に関する情報の収集・提供

エ 生涯学習活動への支援

(3) 総合市民交流センター〔クロスパル高槻〕

J R高槻駅前に位置し、パスポートセンター、駅前図書コーナー、消費生活センター、男女共同参画センター、青少年センター、ワークサポートたかつきなどの行政関係機関のほか、イベントホール、ギャラリーはなみずき、囲碁・将棋コーナー、軽音楽室、印刷室、和室、各種会議室、調理室（食の工房）、工作室（創の工房）、窯場などの施設を備えた多機能な総合施設で、自動車駐車場、自転車駐車場を併設する。

世代、性別を超え相互の交流・ふれあいを通じ、市民の自主的な文化活動や学習活動の振興を図る場となるよう、より一層の充実に努めている。

① 概 要

所 在 地	紺屋町1番2号
開館年月	平成8年6月
開館時間	午前9時から午後10時まで
休 館 日	年末年始（他設備点検等実施日としての臨時休館日あり）
建物構造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上9階地下2階建て
延べ床面積	7,814.85㎡（自転車駐車場、自動車駐車場を除く）
施設内容	1階 総合事務室、パスポートセンター、駅前図書コーナー 2階 消費生活センター、会議室1室 3階 遊の工房、創の工房、食の工房、音の工房、会議室3室 4階 男女共同参画センター、会議室3室、印刷室、保育室 5階 視聴覚室、和室、ワークサポートたかつき（高槻市地域職業相談室）、ハローワークマザーズコーナー 6階 青少年センター、多目的スタジオ、軽音楽室2室 7階 ギャラリーはなみずき、囲碁・将棋コーナー、会議室2室 8階 イベントホール 9階 イベントホール控室

② 利 用 料

ア 学習諸室等利用料（１時間につき）

区 分	利 用 料	定 員	区 分	利 用 料	定 員
２０１ 会 議 室	800 円	50 人	遊 の 工 房	490 円	20 人
３０１ 会 議 室	620 円	40 人	創 の 工 房	770 円	20 人
３０２ 会 議 室	620 円	40 人	食 の 工 房	820 円	30 人
３０３ 会 議 室	600 円	30 人	音 の 工 房	630 円	40 人
４０１ 会 議 室	800 円	50 人	視 聴 覚 室	1,620 円	100 人
４０２ 会 議 室	800 円	50 人	印 刷 室	830 円	8 人
４０３ 会 議 室	310 円	8 人	和 室	830 円	25 人
７０１ 会 議 室	310 円	10 人	軽 音 楽 室 A	1,040 円	8 人
７０２ 会 議 室	2,180 円	130 人	軽 音 楽 室 B	1,040 円	8 人
			多目的スタジオ	1,700 円	100 人
			イベントホール	2,870 円	150 人

<多目的スタジオを展示のために引き続き３日以上利用する場合の利用料>

利 用 料		
区 分	１日目	２日目を以降（１日当たり）
多目的スタジオ	22,000 円	11,000 円

イ ギャラリーはなみずき利用料

利 用 料	
１期間６日間	37,000 円

※ ただし展示期間に休館日が含まれる場合は、
休館日１日当たり６，１６０円を減額

※ 利用者が市外居住者の場合、入場料等を徴収する場合及び営利目的の利用の場合は、表の利用料に規定の額を加算する。また、附属設備を利用する場合は別途利用料が必要。

③ 市民交流事業

市民が音楽鑑賞を通じて文化交流を深める機会として、高槻音楽家協会と連携し、クラシック音楽を中心としたサロンコンサートを開催した。

(4) 文化・芸術活動支援

近年、生涯学習・文化・芸術活動は、市民生活の中に定着しつつある。このような中、文化祭や美術展等の事業実施、市民ギャラリーの提供等により文化振興を図るとともに、市民の自主的な活動の支援を行う。

① 事業の概要

事 業 名	内 容
文 化 祭	文化の日を記念して文化団体及び社会教育関係団体の参加により開催。１０月～１１月の期間中に実施し、各団体の活動の成果を広く市民に発表する機会と市民が鑑賞する機会を提供し、本市の文化・芸術の振興・啓発を図る。

美術展	市民に創作発表の場を提供し、あわせて優れた作品を鑑賞する機会を設けることによって、本市における文化・芸術の振興を図る。 日本画、洋画、立体造形、工芸、書、写真、デザインの7部門を公募し入賞作品等を展示する。また、美術展終了後には、上位入賞作品を対象とした優秀作品展を開催する。
障がい者アート展	障がい者の文化芸術活動の推進を目的として、「Takatsuki Art Challenge」と題した絵画展を行っている。
市民ギャラリー	総合センター1階ロビー及びJR高槻駅南側駅前広場地下通路壁面に設置し、さまざまな市民の文化・芸術活動の発表、交流の場として提供している。
高槻市少年少女合唱団	合唱を通して心の豊かさを育み、また音楽レベルの向上を図るため、定期演奏会の開催や海外少年少女合唱団との共演などを実施している。

② 文化団体一覧表

「子どもの文化」ネットワーク	高槻アマチュア無線クラブ	高槻郷土民謡連絡会
高槻音楽家協会	高槻華友会	高槻市絵画同好会
高槻茶道会	高槻市カラオケ文化協会	高槻市菊花協会
高槻市合唱連盟	高槻市コンサート協会	高槻市さつき会
高槻市吟剣詩舞道連盟	高槻市短歌友の会	高槻市俳句連盟
高槻市社交ダンス協議会	高槻市美術家協会	高槻市舞踊協会
高槻市バレエ協議会	高槻エスペラント会	高槻市邦楽協会

5 スポーツ振興（文化スポーツ振興課）

本市では、「第2期スポーツ推進計画」（令和3年3月策定）に基づき、市民のスポーツ活動の推進やスポーツ施設の整備・維持管理をし、高槻の都市の魅力を高め、市民が心豊かに過ごせるまちづくりを進めている。市民の体力づくりに対する関心を高めるほか、生涯スポーツ振興のための指導助言を行うとともに、市民がいつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるような機会の提供に努めている。

(1) スポーツ振興

① 体力づくり教室

日ごろスポーツに接する機会の少ない人々を対象に、「場」と「プログラム」の提供を行い、個々の体力に合わせた基礎的な指導をすることで、体力づくり・仲間づくりを推進する。

② スポーツ講習会

地域スポーツ指導者の育成と種目の普及、発展を目指して実施する。

③ スポーツ推進委員

各小中学校区に1人ずつスポーツ推進委員を配置

ア 活動のねらい

地域住民にスポーツ・レクリエーション活動の効用と必要性を知らせるほか、スポーツ参加への動機付けをはじめ、各種の指導助言を行うことで、それらに対する関心を高める。

イ 活動状況

子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに親しみ参加する機会を設けるために、レクリエーションスポーツやファミリースポーツ、わくわく親子リズムやニュースポーツの集い等を実施する。

また、スポーツ推進委員自身の資質向上のため、各種研修会や協議会等を実施する。

④ 学校開放事業

学校のスポーツ施設の有効活用という観点から、地域住民に開放することによって、地域のスポーツ振興、青少年の健全育成及び住民の連帯意識の高揚を図る。

⑤ 各種団体活動への助成

スポーツ振興とその充実を図るため、各種スポーツ団体や高槻シティハーフマラソン実行委員会等に対し、補助金の交付等により事業を支援する。

(2) スポーツ施設

市の設置するスポーツ施設については、利用者へのサービス向上と効率的・効果的な運営を図るため指定管理者制度を導入している。高槻市立総合スポーツセンター総合体育館他10施設、萩谷総合公園及び古曽部防災公園については、高槻みらい創造パートナーズ（代表企業：美津濃株式会社）、高槻市立市民プールについては、（公財）フィットネス21事業団による管理を行った。

① 総合体育館（芝生町四丁目1番1号）

ア 施設概要

竣工年月日 昭和59年2月1日

事業費総額 17億2,600万円（用地取得費は除く） 建築面積 6,101.33 m²

構造 鉄筋コンクリート造り2階建て、鉄骨屋根 延床面積 8,064.01 m²

施設	利用可能種目等	面積（m ² ）
大体育室	・バスケットボール、バレーボール2面 ・卓球24台 ・インディアカ、バドミントン8面等	1,665
中体育室	・バスケットボール1面 ・バレーボール2面 ・バドミントン3面 ・トランポリン3台 卓球12台等	656
小体育室（1）	・柔道、合気道等	437
小体育室（2）	・剣道、空手道、日本拳法、少林寺拳法、ジャズダンス、 リズム体操、レスリング 等	437
小体育室（3）	・卓球等	350
弓道場	・弓道等	86
トレーニング室	・各種器具による体力づくり	220
会議室	・第1会議室 96人、第2会議室 42人、第3会議室 36人	253
(その他) 更衣室、シャワー室、授乳室、駐車場、自転車置場 等		

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 第2火曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始

イ 利用料金

個人利用

利用者 \ 時間帯	午 前	午 後 (1)	午 後 (2)	夜 間
	午前9時 ～正午	正 午 ～午後3時	午後3時 ～午後6時	午後6時 ～午後9時
一 般	300 円	300 円	300 円	300 円
小 ・ 中 学 生	150 円	150 円	150 円	150 円

※ 会議室の利用を除く

団体利用

利用施設 \ 時間帯		午 前	午 後 (1)	午 後 (2)	夜 間
		午前9時 ～正午	正 午 ～午後3時	午後3時 ～午後6時	午後6時 ～午後9時
大体育室	全面	10,400 円	10,400 円	10,400 円	16,800 円
	半面	5,200 円	5,200 円	5,200 円	8,400 円
中体育室	全面	4,320 円	4,320 円	4,320 円	6,240 円
	半面	2,160 円	2,160 円	2,160 円	3,120 円
小 体 育 室 1・2		2,720 円	2,720 円	2,720 円	4,800 円
弓 道 場		2,280 円	2,280 円	2,280 円	4,200 円
会議室 1		720 円	720 円	720 円	1,200 円
会議室 2・3		320 円	320 円	320 円	480 円

※ この表は、利用者が、団体で施設を専用して利用する場合について適用する。

※ 利用料金については利用者の住所（法人にあっては事務所の所在地）が市外の場合（利用者が市内に通勤又は通学している場合を除く。）、利用額を加算する（10割増し）。

利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合、利用額の2倍に相当する額を加算する。

会議室のある施設において冷房又は暖房を利用する場合、利用額の5割に相当する額を加算する。

以下、全施設同様

② 陸上競技場

ア 施設概要

竣工年月日 昭和61年3月31日

事業費総額 4億8,000万円(用地取得費は除く) 競技面積 14,243.9 m²

第4種ライト公認陸上競技場(1周400m・6コース、直線8コース) 管理棟 1,159.67 m²

競技施設

施設		利用可能種目等	面積
トラック	準全天候型舗装(緑色岩)	陸上競技全般	3,725.4 m ²
フィールド	芝生舗装 (一部全天候型舗装・人工芝舗装)	陸上競技全般 サッカー、ラグビー、ゲートボール12面等	10,518.5 m ²

その他の施設

施設		内容
管理棟	観覧席	約1,000人収容
	会議室	約30人
	その他	控室、更衣室、シャワー、トイレ
土盛スタンド		約1,500人収容

開場時間 午前9時～午後5時

(ただし、7・8月は午後7時まで)

休場日 第2火曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始

※ その他、臨時に休場する場合がある。

イ 利用料金

個人利用(1人につき)

利用者	時間帯	午前(1)	午前(2)	午後(1)	午後(2)	夜間(7・8月のみ)
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時
一般		200円	200円	200円	200円	200円
小・中学生		100円	100円	100円	100円	100円

団体利用

使用施設	時間帯	午前	午後	夜間
		午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後7時
陸上競技場		16,160円	16,160円	8,080円
トラック		4,320円	4,320円	2,160円
フィールド		11,840円	11,840円	5,920円

③ 堤運動広場（堤町３番１号）

ア 施設概要

竣工年月日 平成１８年３月２８日

事業費総額 ３億５，０００万円

名称	面積・設備・利用可能種目等		利用料金	開場時間
堤運動広場 体育館	延床面積 749.07 m ²	・バレーボール、フットサル 1面 ・卓球 8台 ・インディアカ、バドミントン 3面 等 (その他)更衣室、シャワー室、駐車場、自転車置場 等	・午前 1 (午前 8 時～午前 10 時) 2,020 円 ・午前 2 (午前 10 時～正午) 2,020 円 ・午後 1 (正午～午後 3 時) 3,030 円 ・午後 2 (午後 3 時～午後 6 時) 3,030 円 ・夜間 (午後 6 時～午後 9 時) 5,150 円	午前 8 時～ 午後 9 時
堤運動広場 運動広場	競技面積 8,445 m ²	サッカー、軟式野球 ソフトボール、フットサル 1面 スポーツレクリエーション種目	1 面 1 時間 520 円	午前 8 時～ 午後 5 時 (4・5・9 月は 午後 6 時まで、 6・7・8 月は 午後 7 時まで)
堤運動広場 夜間照明			4・5・9 月 5,200 円 6・7・8 月 3,120 円 10 月～3 月 6,240 円	午後 6 時～ 午後 9 時 (4・5・9 月は 午後 6 時 30 分 から、 6・7・8 月は 午後 7 時 30 分 から)

休 館 日 第 2 火曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始

④ 古曽部防災公園体育館・野球場（古曽部町3丁目15番1号）

ア 施設概要

竣工年月日 平成22年4月1日

施設	利用可能種目等	面積（㎡）
メインアリーナ	・バスケットボール、バレーボール2面 ・卓球16台 ・インディアカ、バドミントン8面等	1,649
サブアリーナ	・バスケットボール、バレーボール1面 ・バドミントン2面 ・レスリング 卓球4台等	638
会議室	・第1会議室 24人、第2会議室 21人	
トレーニング室	・各種器具による体力づくり	195
(その他) 更衣室、シャワー室、授乳室、駐車場、自転車置場 等		

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 第4木曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始

名称	面積・設備・利用可能種目等		開場時間
古曽部防災公園野球場	8,237 ㎡	内野黒土、外野天然芝仕上げ（両翼87m、センター98m）軟式野球・ソフトボール 観客席（内野300人） 本部席、審判控室、ダッグアウト	午前9時～午後5時 （4・5月は午後6時まで、 6・7・8月は午後7時まで）

イ 利用料金

個人利用（体育館）

時間帯 利用者	午 前	午 後 (1)	午 後 (2)	夜 間
	午前9時 ～正午	正 午 ～午後3時	午後3時 ～午後6時	午後6時 ～午後9時
一 般	300 円	300 円	300 円	300 円
小 ・ 中 学 生	150 円	150 円	150 円	150 円

※ 会議室の利用を除く

団体利用（体育館）

時間帯 利用施設		午 前	午 後 (1)	午 後 (2)	夜 間
		午前9時 ～正午	正 午 ～午後3時	午後3時 ～午後6時	午後6時 ～午後9時
メインアリーナ	全面	11,680 円	11,680 円	11,680 円	17,760 円
	半面	5,840 円	5,840 円	5,840 円	8,880 円
サブアリーナ	全面	4,380 円	4,380 円	4,380 円	6,740 円
会 議 室	全面	440 円	440 円	440 円	760 円
	半面	220 円	220 円	220 円	380 円

※ この表は、利用者が、団体で施設を専用して利用する場合について適用する。

野球場

1時間につき 2,400 円

⑤ 萩谷総合公園サッカー場・野球場（大字萩谷 1 1 1 番地 1）

ア 施設概要

竣工年月日 平成 10 年 4 月 1 日（サッカー場）

平成 14 年 11 月 1 日（野球場）

名称	面積・設備・利用可能種目等		利用料金	開場時間
萩谷総合公園 サッカー場	フィールド 面積 11,000 m ²	全面天然芝フィールド サッカー競技専用	・午前 (午前 9 時～午後 1 時) 11,840 円 ・午後 (午後 1 時～午後 5 時) 11,840 円 ・夜間 (7 月・8 月のみ) (午後 5 時～7 時) 5,920 円	午前 9 時～午後 5 時 (7・8 月は 午後 7 時まで)
萩谷総合公園 野球場	13,133 m ²	内野黒土、外野天然芝 仕上げ (両翼 98m、セ ンター 122m) 硬式・軟 式対応可能 観客席 メインスタンド 850 人 内野スタンド 180 人 芝生スタンド 300 人	1 時間につき 3,280 円	午前 9 時～午後 5 時 (4・5 月は 午後 6 時まで 6・7・8 月は 午後 7 時まで)

休 館 日 第 3 水曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始

⑥ テニスコート

ア 施設概要と利用者数

名称	所在地	競技面積・規模		休場日	開場時間
総合スポーツセンター テニスコート	芝生町 四丁目 1番1号	3,534㎡	全天候型砂入り 人工芝テニスコ ート 5面	第 2 火曜日 (祝日の場合 は翌日) 年末年始	午前9時～午後5時 (4・5・9月は 午後6時まで、 6・7・8月は 午後7時まで)
総合スポーツセンター テニスコート 夜間照明					午後5時～午後9時 (4・5・9月は 午後6時から、 6・7・8月は 午後7時から)
萩谷総合公園 テニスコート	大字萩谷 111番地1	5,036㎡ (敷地面積)	全天候型砂入り 人工芝テニスコ ート 8面	第 3 水曜日 (祝日の場合 は翌日) 年末年始	午前9時～午後5時 (4・5・9月は 午後6時まで、 6・7・8月は 午後7時まで)
西大樋 テニスコート	西大樋町 1番1号	3,564㎡	全天候型砂入り 人工芝テニスコ ート 5面	年末年始	
郡家 テニスコート	郡家本町 10番32号	2,935㎡	全天候型砂入り 人工芝テニスコ ート 4面		
芥川緑地 テニスコート	南平台 五丁目 59番1号	1,759㎡	全天候型砂入り 人工芝テニスコ ート 2面		

イ 利用料金

利用施設	利用料金
	利用料金 1面・1時間につき
西大樋テニスコート	520 円
上記以外のテニスコート	620 円
総合スポーツセンターテニスコート夜間照明	1,150 円

⑦小学校運動場夜間照明

ア 施設の概要

名称	所在地	競技面積	利用可能種目等	利用期間	休場日
桃園小学校	桃園町 3 番 27 号	10,710 ㎡	サッカー、軟式 野球、ソフトボ ール 1 面等	4 月～11 月	毎週火曜日 (祝日の場合は翌日)
阿武山小学校	阿武野二丁目 1 番 2 号	9,840 ㎡	サッカー、軟式 野球、ソフトボ ール 1 面等	4 月～11 月	毎週火曜日 (祝日の場合は翌日)

イ 利用時間及び利用料金

利用月	利用時間	利用料金
4 月・5 月・9 月	18:30～21:00	5,200 円
6 月・7 月・8 月	19:00～21:00	4,160 円
10 月・11 月	18:00～21:00	6,240 円

⑧ その他運動広場 (施設の概要)

名称	所在地	競技面積・利用可能種目等		利用料金	休場日	開場時間
青少年 運動広場	芝生町 四丁目 1 番 1 号	11,690 ㎡	(人工芝) サッカー 1 面 少年サッカー 3 面 フットサル 6 面 グラウンド・ゴ ルフ、ゲートボ ール、ペタンク、 ラグビー (練習) 等	1/2 面 1 時間 1,040 円	第 2 火曜日 (祝日の場合は 翌日) 年末年始	午前 8 時～午後 5 時 (4・5・9 月は 午後 6 時まで、 6・7・8 月 は午後 7 時まで)
青少年 運動広場 夜間照明 (A 面 のみ)			※夜間照明時は 練習のみ サッカー 半面 少年サッカー 1 面 フットサル 2 面 グラウンド・ゴ ルフ、ゲートボ ール、ペタン ク、ラグビー等	1/2 面 1 時間 1,570 円		午後 5 時～午後 9 時 (4・5・9 月は 午後 6 時から、 6・7・8 月は 午後 7 時から)

南大樋 運動広場	南大樋町 970 番地	25,393 m ²	ソフトボール 4 面 軟式野球、 サッカー 2 面 グラウンド・ゴ ルフ、ゲートボ ール、ペタン ク、ラグビー 等	1/4 面 1 時間 260 円		午前 8 時～午後 5 時 (4・5・9 月は 午後 6 時まで、 6・7・8 月は 午後 7 時まで)
牧田 運動広場	牧田町 26 番 1 号	10,787 m ²	軟式野球、ソフ トボール、 サッカー 1 面 グラウンド・ゴ ルフ、ゲートボ ール、ペタンク 等	1 面 1 時間 520 円		午前 8 時～午後 5 時 (4・5・9 月は 午後 6 時まで、 6・7・8 月は 午後 7 時まで)
庄所 運動広場	南庄所町 3 番 1 号	6,142 m ²	小学生軟式野 球、ソフトボ ール、少年サッ カー 1 面 グラウンド・ゴ ルフ、ゲートボ ール、ペタンク 等			

⑨ 市民プール（芝生町四丁目 3 番 1 1 号）

ア 施設概要（複合施設）

竣工年月日 平成 1 5 年 5 月 3 0 日

延床面積 12,578.21 m² 建築面積 8,780.02 m²

構 造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造り

屋内プール（2 5 m、リラクゼーション、流水、キッズ、ジャグジー）

屋外プール（5 0 m）※ 7 月 1 日から 9 月 1 0 日のみ開館

フィットネスルーム、スタジオ

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで（日祝日は午後 6 時 3 0 分まで）

休 館 日 毎週火曜日（祝日の場合はその翌日、ただし 7 月 1 日から 9 月 1 0 日まで無休）、年
末年始

イ 利用料金

プール （一般 5 2 0 円、3 歳～中学生 2 6 0 円、6 5 歳以上 2 6 0 円）

フィットネスルーム（一般 3 1 0 円、中学生 2 0 0 円、6 5 歳以上 3 1 0 円）

6 人権施策の推進（人権・男女共同参画課）

(1) 総合的な人権施策の推進

国内外において21世紀を「人権の世紀」とする取組が進められ、人権の尊重が国際的な潮流となる中であって、市と市民の協働による真にすべての人の人権が尊重される社会を目指して、平成13年3月に「高槻市人権尊重の社会づくり条例」を制定した。その後、この条例に基づき平成13年12月に設置した高槻市人権施策推進審議会からの答申を踏まえ、平成16年3月に本市におけるすべての行政分野において、総合的に人権施策を推進していくための基本方向を示す「高槻市人権施策基本方針」を策定した。この基本方針を具体化する「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」の次期行動計画として、「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」を平成17年3月に策定し、平成23年3月には「高槻市多文化共生施策推進基本指針」の具体化を図る施策を盛り込む中で、「改訂 人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」を策定した。平成27年3月には「高槻市人権施策推進計画」を策定した。

令和元年度には次期計画の策定に向け人権意識調査を実施し、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とした調査を実施したうえで、令和4年3月に「第2次高槻市人権施策推進計画」を策定し、総合的な人権施策の推進を図っている。

(2) 人権課題の解消に向けた啓発

昭和53年12月に「人権擁護都市宣言」を行い、基本的人権の尊重を市政の基軸に据え、「高槻市人権施策推進計画」に基づき、(一社)高槻市人権まちづくり協会や三島人権擁護委員協議会高槻地区委員会をはじめとした人権市民団体等と連携・協働を図る中で、人権課題の解消に向けた啓発事業を実施している。具体的には、人権週間記念行事「人権を考える市民のつどい」や地域での人権学習の機会提供として人権啓発指導員の派遣などの人権啓発事業を(一社)高槻市人権まちづくり協会に委託し、市と市民との協働による啓発活動を行っている。なお、庁内的には「人権擁護推進本部」を設置し、人権施策に関して総合的な調整を行っている。

(3) 非核・平和

昭和58年3月に「非核平和都市宣言」を行い、その精神に基づき非核・平和施策を推進するとともに、平和の尊さと戦争の悲惨さを次世代へ伝えることを目的として「平和展」を(一社)高槻市人権まちづくり協会に委託して開催している。また、日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議への加盟を通じて、他の自治体と連携するとともに、関係団体などが実施する非核・平和活動を支援している。

(4) 人権擁護・人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、それぞれにおいて相談に応じることと併せて、人権特設相談（原則毎月第2土曜日）を、総合市民交流センター（クロスパル高槻）において行っている。また、「人権110番」を設け、人権に関する様々な相談に応じている。

(5) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和6年1

0月1日付で施行した。

また、犯罪被害者等の相談窓口の設置や、精神的、経済的負担等の軽減を図るため、見舞金の支給等の支援制度を開始した。

7 ふれあい文化センター（富田ふれあい文化センター・春日ふれあい文化センター）

(1) ふれあい文化センター事業

ふれあい文化センターにおいては、社会福祉法に基づく施設として基本的人権尊重の精神に基づき、人権啓発の推進及び地域福祉の向上を図るとともに、市民の交流を促進し、もって人権が尊重される社会の実現に資するため、次の事業に取り組んでいる。

- ① 人権啓発並びに人権に係る相談、調査及び研究
- ② 地域の住民に対する生活上の相談並びに自立支援に係る助言及び指導
- ③ 地域福祉の向上に係る市民の自主活動の促進
- ④ 市民交流を促進するためのふれあい・交流イベントの実施、各種講座の開催、情報提供等

なお、平成26年度から各事業の一部を（一社）高槻市人権まちづくり協会へ委託している。

また、春日ふれあい文化センターでは、上記の取組に加えて、併設の春日青少年交流センターを活用してスポーツ交流等の場を提供し、より一層の地域住民の交流促進と生活向上に取り組んでいる。

(2) 施設概要

① 富田ふれあい文化センター

所在地 富田町四丁目15番28号
建物構造 鉄筋コンクリート造り
地上3階 地下1階
建物延床面積 3,387.96㎡
完工年月日 昭和50年3月28日

② 春日ふれあい文化センター（春日青少年交流センター含む）

所在地 春日町22番1号
建物構造 鉄筋コンクリート造り
3階建て
建物延床面積 2,906.83㎡
完工年月日 昭和61年3月15日

8 男女共同参画施策（人権・男女共同参画課）

(1) 男女共同参画施策の推進

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成17年12月に「高槻市男女共同参画推進条例」を制定した。

この条例に基づき、高槻市男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、平成19年には、平成15年策定の「たかつき男女共同参画プラン」の見直しを行い、「改訂 たかつき男女共同参画プラン」を策定して男女共同参画社会の形成に努めてきた。さらに、平成25年には、「配偶者暴力防止法」など法制度の

改正を踏まえ、令和4年度を目標年度とする「高槻市男女共同参画計画」を策定し、平成29年度には中間見直しを行い、平成30年3月に「改訂」高槻市男女共同参画計画」を策定した。また、令和3年度には、次期計画の策定に向け「市民意識調査」を実施し、令和5年3月に「第2次高槻市男女共同参画計画」を策定して、更なる男女共同参画施策の推進を図っている。

(2) 高槻市男女共同参画施策等苦情処理制度の運用

高槻市男女共同参画推進条例に基づいて創設した、男女共同参画施策等苦情処理制度の周知を図るとともに、苦情等の申出に対し、処理手順に従い適切な運用を行っている。

(3) 啓発・情報提供事業の実施

主な事業として、次のことを行っている。

- ① 地域コミュニティ組織との共催事業として、コミュニティセンター等での地域講演会の開催
- ② 広報誌への男女共同参画に関する情報の掲載、市のホームページへの「第2次高槻市男女共同参画計画」、DV防止啓発・相談案内、男女共同参画センター利用案内等の掲載
- ③ 情報誌「男女共同参画センターだより」の発行（年2回）
- ④ 性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを積極的に広報するために、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用促進及び職員の理解を深めるための研修の実施

(4) 配偶者暴力等相談の実施

① 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談の実施

配偶者暴力等相談員が状況の聞き取りを行い、庁内関係課、大阪府女性相談センター、高槻警察署等の関係機関と連携を図り必要な支援を行っている。

また、DV事象への迅速かつ適切な対応を図るため、関係機関等で構成するDV対応連絡会議での情報交換を行っている。さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関して、関係各課での統一した対応を行うためのDV対応支援マニュアルを作成している。

相談の種類	曜 日	時 間 等
DV相談	月～金 (祝日・年末年始除く)	午前8時45分～午後5時15分 面談（事前予約制）のみ

② 女性一般相談の実施

女性が日常生活で直面するさまざまな問題や悩みに対する相談を行っている。

また、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、庁外関係機関・団体と庁内関係課で構成する「支援調整会議」を設置し、情報交換や支援内容の協議等を行っている。

相談の種類	曜 日	時 間 等
女性 一般相談	毎週火・金曜日 (祝日・年末年始除く)	午前9時30分～午後4時30分 (正午から午後1時除く) 面談（事前予約制）・電話

(5) 男女共同参画センター事業

① 男女共同参画センター事業の推進

男女共同参画推進の活動拠点施設である男女共同参画センターにおいて、次の事業を実施する。

- ア 啓発・学習等の各種講座と講演の開催
- イ 活動・交流の支援
- ウ 登録団体支援
- エ 情報資料の収集・提供
- オ 女性法律相談

相談の種類	曜 日	時 間
女性 法律相談	毎月第2・4木曜日 (祝日・年末年始除く)	午後1時30分～午後4時30分 面談(事前予約制)のみ

② 施設概要

名 称	高槻市立男女共同参画センター
所 在 地	紺屋町1番2号
開設年月日	平成8年6月1日
建 物 概 要	地上9階地下2階鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)のうち4階の一部
敷 地 面 積	2,086.55㎡の一部
延べ床面積	15,593.95㎡のうち217.99㎡

③ 利用案内

開 館 時 間	午前9時～午後5時15分
定例休館日	クロスパル高槻の休館日

9 市民相談(市民生活相談課)

(1) 市民相談業務

市政全般にわたって意見や要望等の受付・処理を行うとともに、市民の日常生活上の問題についての相談に応じる「一般相談」と、法律や登記等・税務・測量・建築相談など特定の分野についての相談に専門家が応じる「専門相談」を実施し、問題の解決に向けて指導や助言を行った。

① 一般相談(令和6年度実績)

ア 種類別件数

種 類	要 望	相 談	問合せ	苦 情	意 見	その他	計
件 数	621	366	2,425	553	182	37	4,184

イ 市政等に関する部局別件数

部 局	議 会 事 務 局	危 機 管 理 室	総 合 戦 略 部	総 務 部	市 民 生 活 環 境 部	健 康 福 祉 部	子 ど も 未 来 部	都 市 創 造 部	街 に ぎ わ い 部	会 計 課	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 委 員	農 業 委 員 会	教 育 委 員 会	交 通 部	水 道 部
件数	4	31	27	67	599	315	111	393	83	0	7	1	2	114	44	15

部 局	消 防 本 部	市 の 外 郭 団 体 等	官 公 庁	国・府・関係	市民の生活相談
件数	15	16	177		2,163

② 専門相談（令和6年度実績）

相談内容	行政相談	法律相談	司法書士相談・ 測量相談・建築相談	税務相談	民事調停手続相談・ 不動産相談・行政書 士による法務相談
開催回数	70	102	75	42	24
件数	90	1,904	336	351	49

※「総合相談」、「大阪府内一斉無料法律相談」、「税を考える週間無料税務相談」の回数・件数を含む。

その他、各所管課において、労働相談、青少年相談、被爆者相談、女性相談、配偶者からの暴力（DV）の相談、障がい者雇用相談、就労支援相談、自立相談支援、多重債務相談、子育て相談、児童家庭相談、ひとり親（家庭）自立支援相談、妊娠・出産・育児の総合相談、消費生活相談、消費生活無料法律相談、人権相談（人権110番）、人権特設相談、障がい者生活相談、障がい者法律相談、面接教育相談、電話教育相談、年金相談、医療相談、こころの健康相談、心配ごと相談、身近な福祉・暮らしの相談、身近な福祉相談、ボランティア相談を令和6年度において実施している。

(2) 総合相談

総務省近畿管区行政評価局、島本町及び行政相談委員との共催による「総合相談」を令和6年6月21日及び10月11日に開催した。なお、10月11日の総合相談については、総務省の提唱する行政相談月間（令和6年9月・10月）の行事として開催した。

相談内容は、行政相談、市政・町政相談、法律相談、司法書士相談、測量相談^(※)、建築相談^(※)、宅地建物取引相談、税務相談、年金・社会保険相談、公正証書相談、人権相談、心配ごと相談、消費生活相談、家事調停手続相談^(※)、民事調停手続相談で、相談件数は6月21日が計75件、10月11日が計90件であった。

(※) 10月11日のみ実施

(3) 広聴事業

① 職員出前講座

市民の市政への理解や関心を深め、また生涯学習の機会充実を図るため、市民グループ等が主催する学習会等に市職員を講師として派遣する「職員出前講座」を実施している。

令和6年度の内訳は、健康福祉部関係80件、危機管理室関係25件、市民生活環境部関係18件、都市創造部関係14件ほかで、計159回実施した。

② 市長と語るタウンミーティング

まちづくりについての幅広い意見を今後の市政運営に反映させ、市民と行政とが協働してまちづくりを進めていくことを目的に、市長が直接各種団体等と意見交換を行う「市長と語るタウンミーティング」を実施している。令和6年度は1回実施した。

③ 市民意識調査

市民の市政に対する意識を的確に把握し、施策決定や適切な行政運営を図るにあたっての基礎資料とするために実施している。令和6年度は2回実施し、1回目の調査は関西大学と共同で実施した。

(4) コールセンター

市民の利便性の向上、本市の業務効率の向上及び職員の業務負担の軽減を図ることを目的として、市役所代表電話、FAX及びメールによる問い合わせ等を一元的に受け付け、その場で回答する総合コールセンターを平成23年1月4日から業務委託により運営している。

(年中無休、平日 午前8時～午後7時 土日祝・年末年始 午前9時～午後5時)

(5) 労働者等からの公益通報制度の運用

公益通報者保護法に基づく通報者の保護及び事業者の法令遵守を推進するため平成30年3月に制定した「労働者等からの公益通報に関する規則」に沿って、公益通報制度の相談窓口として同制度の適正な運用に努めた。

10 消費生活（消費生活センター）

消費者関連の法律改正や、複雑化・多様化する消費生活に関するトラブルに適切に対応するとともに、未然防止の観点からも啓発及び情報提供の充実が求められている。

本市においては、消費生活苦情相談等を専門の相談員が受け、トラブルの効果的な解決に努めるとともに、相談機能の強化のため、消費生活相談員を積極的に研修会へ派遣している。

また、誰もが容易に消費生活に関する情報を入手し、活用できるようさまざまな啓発活動を展開している。

一方、計量事務及び消費者保護事務においては、消費者が不利益を被ることがないよう事務の円滑な実施に努めている。

(1) 消費生活相談事業（令和6年度）

相談件数3,154件（うち苦情相談2,836件、問合せ317件、要望1件）

① 苦情相談の受付方法

受付方法	来所	電話	文書	合計
件数	535	2,203	98	2,836

② 苦情相談の職業別件数

職業別	給与生活者	自営・自由業	家事従事者	学生	無職	団体等	不明	合計
件数	900	101	153	49	974	20	639	2,836

③ 無料法律相談

消費生活苦情相談に対応するため、大阪弁護士会の協力を得て、消費生活に関する無料法律相談を月2回開催している。

(2) 消費者啓発事業

消費者の自立支援や消費者トラブルの未然防止のため、講演会や地域に出向いての移動講座、消費生活センターニュース等を通して、小学生から高齢者まであらゆる世代を対象に啓発及び情報提供を行っている。

また、特殊詐欺被害の未然防止に関しては、「特殊詐欺等未然防止プロジェクトチーム」として全庁的に取組を行っているほか、高齢者をはじめとする市民が自らや周囲の方への被害防止に取り組む「特殊詐欺被害防止サポーター制度」を設けている。

(3) 消費者団体への支援

自立した消費者の育成及び消費者の意識向上を図るため、消費者団体が行う、消費生活向上のための学習や交流などの自主的な活動を支援している。

(4) 計量事務

消費者の利益を保護するため、店舗など計量関係事業所への立入検査及び適正計量管理事業所の指定申請に係る検査並びに計量器の定期検査等を行うとともに、これらの検査等を通じて事業者並びに消費者への計量に関する啓発を行っている。

① 特定計量器定期検査

取引及び証明に使用するはかりなどは、計量法上では特定計量器に該当し、2年に1回の定期検査が必要となる。消費生活センターでは所在場所検査（秤量1 t以上で移動が出来ないはかりを使用している事業所が対象、検査者が事業所に出向いての検査）と集合検査（奇数年度に事業者がはかりなどを持参して行う検査。その他、指定場所への持込含む）の2種類の定期検査を実施している。

② 商品量目立入検査

消費者が商品購入の際、量目（目方）で不利益が生じないよう、スーパーマーケット等を対象に立入検査を実施している。

(5) 消費者保護事務

安全・安心な生活の確保を図るため、家庭用品品質表示法及び製品安全関連四法（消費生活用製品安全法・電気用品安全法・ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、

販売事業所への立入検査等を実施している。

11 住民基本台帳・戸籍等（市民課・3支所）

(1) 窓口業務

主に、住民基本台帳、印鑑、戸籍事務等に関わる各種届出の受付・受理及びそれに基づく記載事務や住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍記録事項証明書等の交付事務を行っている。

総合窓口業務として市民課並びに各支所では転入転出手続き時に、国民年金、国民健康保険及び介護保険の資格得喪、小中学校の転出入の受付事務等を行っている。更に各支所においては、税関係、福祉関係等の受付なども行っている。

① 住民基本台帳人口（令和7年3月31日現在）

住 民 基 本 台 帳	男（人）	163,825
	女（人）	181,027
	計（人）	344,852
	世帯数（世帯）	166,344

② 戸籍人口（令和7年3月31日現在）

本籍数（戸籍）	119,326
本籍人口数（人）	294,792

③ 3支所

3支所においては下記業務を行い、市民の利便性向上に努めている。

施設名称	所在地	業務時間	主な取扱業務
富田支所	富田町5丁目 17番1号	月曜日から金曜日 午前8時45分から 午後5時15分まで (土曜日、日曜日、祝日 および12月29日か ら1月3日は休み)	住民異動届、戸籍関係届、印鑑登録申請等、特別永住者証明書交付関連事務、特別永住許可申請の受付、埋火葬の許可、住民票の写し等証明書発行、国民健康保険の加入・喪失等の諸届、国民健康保険の高額療養費・人間ドック助成等の申請、出産育児一時金・葬祭費の受付、後期高齢者医療資格確認証等の諸届、子ども医療証等の諸届、国民年金の加入・種別変更・保険料の免除申請、児童手当の申請等の諸届、所得証明書等税の証明書発行、原動機付自転車（125cc以下）の登録・廃車等の受付・標識の交付、市税・水道使用料等の収納、介護保険の加入・喪失等の諸届、市営葬儀の受付（斎園課への取次）、小中学校の転入学等の受付、重度障がい者福祉タクシー利用券の交付、マイナンバーカードに関する事務
三箇牧支所	三島江1丁目 11番8号		
檜田支所	大字田能 小字スハノ下 11番地		

④ 各種証明書等交付手数料

	種 別	手 数 料 (円)		種 別	手 数 料 (円)
戸 籍	戸籍記録事項証明書★ (全部・個人・一部)	450	印	印鑑登録証明★	300
	除籍記録事項証明書 (全部・個人・一部)	750		印鑑登録証の交付	300
	戸籍届書記載事項証明書 (届出書の写し等)	350	鑑		
	戸籍の記載事項証明書 1 事項につき	350			
	除籍の記載事項証明書 1 事項につき	450	そ の 他	戸籍附票の写し★	300
	戸籍電子証明書提供用識別符号	400		身分事項に関する証明	300
	除籍電子証明書提供用識別符号	700		自動車臨時運行許可	750
	受理証明書	350		戸籍・住民票に関するその他の証明書	300
	受理証明書デラックス版	1,400		埋火葬に関する証明	200
住 民 票	住民票の写し★ (全部・個人・一部)	300	他		
	除票の写し	300			
	住民票記載事項証明書★	300			
	閲覧	300			
	公的年金現況届証明	無料			

※ コンビニ交付（★印）手数料は上表から１００円を減じた額。

※ マイナンバーカードの再交付については、８００円必要。

※ マイナンバーカードに電子証明書を搭載する場合は、２００円必要。

⑤ 個人情報の保護措置

本市では平成１８年７月１日より、法に先駆けて証明書請求時に本人確認を実施してきたが、戸籍法及び住民基本台帳法の改正（平成２０年５月１日施行）により証明書請求時の本人確認が法定化され、より厳格な個人情報の取扱いが可能となった。また、高槻市印鑑条例の改正（平成２４年７月９日施行）により、印鑑登録証明書請求時の本人確認についてもルール化した。

さらに本市では、平成２２年２月１日より本人通知制度を実施している。この制度は希望する事前登録者に対し、市が審査したうえで代理人や第三者に戸籍、住民票等を交付した際に、その事実を通知する制度で、本人に必ず通知が届くことから、偽造委任状や使用目的の虚偽記載等による不正請求の早期発見及び抑止効果が期待できる。

平成１８年 ７月 １日 証明書請求時に本人確認を実施（本市独自）

平成２０年 ５月 １日 証明書請求時の本人確認法定化

平成２２年 ２月 １日 高槻市住民票の写し等本人通知制度の実施（本市独自）

平成２３年 ７月 １日 印鑑登録証明書請求時に本人確認 実施（試行・本市独自）

平成２４年 ７月 ９日 印鑑登録証明書請求時に本人確認 条例化（本市独自）

⑥ 住民基本台帳ネットワーク

住民基本台帳に記載されている本人確認情報（①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤住民票コード、⑥付随情報）を全国的にネットワーク化するシステムを構築し、平成１４年８月から大阪府への本

人確認情報の通知を開始、法律に基づく国の行政機関等で行う給付（年金の受給資格の確認）や資格付与（パスポート申請等）のための本人確認情報として利用されている。平成15年8月からは、住民票の写しの広域交付、住民基本台帳カードの交付及び転入転出の特例措置が講じられる第二次サービスを行っている。なお、住民基本台帳カードの交付は平成27年12月に終了した。

平成25年7月からは、外国人住民も住民基本台帳ネットワークの適用対象となり、平成27年10月から、本人確認情報としてマイナンバー（個人番号）も追加された。

令和5年2月からはマイナポータルを通じて転出の届出がオンラインで申請可能となった。

(2) 証明書コンビニ交付サービス

平成28年12月から証明書コンビニ交付サービスのシステム運用を開始し、マイナンバーカードを使用した住民票の写しや、他市住民も含めた本市戸籍証明書等の証明書コンビニ交付サービスを提供している。

(3) マイナンバー（個人番号）カード交付関連業務

① マイナンバー（個人番号）カード交付等業務

番号法に基づき、マイナンバーカード（以下「カード」という。）の申請受付及び交付を行うとともに、紛失・有効期間満了等による再交付等、カードに関連する業務を行っている。

② 公的個人認証サービス

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に基づき、カードに記録される電子証明書の発行及び暗証番号の再設定等の業務を行っている。

(4) 住居表示

住居表示に関する法律が昭和37年5月10日に施行されて以来、町名地番改正調査委員会の審議や市議会の議決を経て町名や町区域の設定・変更を行い、住居表示を実施してきた。住居表示実施地域内の新築届を受けて住居番号を付番し、わかりやすい住居表示の実施に努めている。平成16年4月に住居表示台帳システムを本格稼働、令和元年10月に同システムによる管理に完全移行し、統合型GISの一端を担っている。

12 旅券事務（市民課）

旅券法の一部改正（平成18年）に基づき、大阪府が旅券事務の一部再委託の開始を決定したことを受け、平成24年10月1日から関西では初（堺市・東大阪市と同時）となる市の設置による「高槻市パスポートセンター」をJR高槻駅前のクロスパル高槻（総合市民交流センター）1階に開所し、旅券事務を行っている。平成27年1月からは島本町との協定に基づき、島本町民も対象に旅券の申請受理及び交付事務を行っている。なお、旅券の作成は大阪府が行い、高槻市は申請受理及び交付事務を行う。

また、令和6年7月1日よりオンラインによる旅券の切替申請受付を開始、令和7年3月24日よりすべての申請の受付を開始した。

① 高槻市パスポートセンター

- ・所在地 紺屋町1番2号 クロスパル高槻（総合市民交流センター）内1階
- ・開 所 平成24年10月1日

- ・業務日 申請受付：月曜日から金曜日まで
交付受付：月曜日から金曜日まで、日曜日
- ・休業日 土曜日、祝日、休日、年末年始、クロスパル高槻（総合市民交流センター）休館日
- ・業務時間 申請受付：午前9時から午後4時30分まで
交付受付：午前9時から午後5時15分まで
- ・取扱業務 一般旅券の新規申請、残存有効期間同一申請

② 手数料

パスポート申請の種類	申請方法	大阪府手数料 (現金)	国手数料 (収入印紙)	合計
新規申請（10年間有効）	窓口申請	2,300 円	14,000 円	16,300 円
	オンライン申請	1,900 円		15,900 円
新規申請（5年間有効：12歳以上）	窓口申請	2,300 円	9,000 円	11,300 円
	オンライン申請	1,900 円		10,900 円
新規申請（5年間有効：12歳未満）	窓口申請	2,300 円	4,000 円	6,300 円
	オンライン申請	1,900 円		5,900 円
残存有効期間同一申請	窓口申請	2,300 円	4,000 円	6,300 円
	オンライン申請	1,900 円		5,900 円

※ 大阪府手数料は、平成30年10月1日から現金納付に変更。

13 国民年金（市民課）

地方分権一括法により、平成14年4月に保険料収納等国民年金事務の一部が市町村から国に移行した。今後も、すべての市民が年金を受給できるよう、国と連携して加入勧奨等を行うとともに、国民年金制度の正しい理解のため、広報活動の充実に努める。

(1) 被保険者

① 第1号被保険者

強制加入者

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人で、第2号、第3号被保険者及び老齢年金受給者を除く。

任意加入者

- ・日本国内に住所のある60歳未満の老齢年金受給権者
- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ・海外に居住している20歳以上65歳未満の日本国籍を有する人
- ・昭和40年4月1日以前生まれで、日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の人、または海外に居住している65歳以上70歳未満の日本国籍を有する人（ただし、老齢基礎年金の受給資格を

満たす人は除く。)

② 第2号被保険者

厚生年金、共済組合に加入している人

③ 第3号被保険者

厚生年金、共済組合の加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

(2) 保険料

① 保険料額（7年度）

定額保険料 月額 17,510円 付加保険料 月額 400円

② 免除制度

保険料を納付することが経済的に困難と認められる場合等に保険料納付が免除される。

(3) 給 付

① 国民年金の給付一覧

種 類	受 給 資 格	年 金 額
老 齢 基 礎 年 金	次の期間を合計して原則10年以上あること ・国民年金保険料を納付した期間 ・国民年金保険料の全額免除を受けた期間 ・国民年金保険料の一部免除を受け、かつ保険料を納付した期間 ・学生納付特例、納付猶予が認められた期間 ・厚生年金または共済組合に加入した期間 ・60歳までの任意加入期間で、加入しなかった期間	$831,700 \text{ 円} (\times) \times \frac{A+B \times 1/2 + C \times 5/8 + D \times 3/4 + E \times 7/8}{\text{加入可能年数} \times 12}$ ※ 昭和31年4月1日以前に生まれた人は、829,300円 A：納付月数 B：全額免除月数 C：1/4納付月数（3/4免除） D：半額納付月数（半額免除） E：3/4納付月数（1/4免除） ・加入可能年数とは昭和36年4月以後の20歳から60歳までの年数をいう。 ・付加保険料加入のときは次を加算 200円×付加保険料納付月数
障 が い 基 礎 年 金	・20歳から65歳までの間で国民年金の障がい等級に該当していること ・20歳以後の障がいは納付要件を満たしていること	1級障がい 1,039,625円（※）＋子の加算 ※ 昭和31年4月1日以前に生まれた人は、1,036,625円 2級障がい 831,700円（※）＋子の加算 ※ 昭和31年4月1日以前に生まれた人は、829,300円 加算額 子1人 239,300円 子2人 478,600円 以下1人増すごとに79,800円
特別障がい 給 付 金	・国民年金が任意加入となっていた時期に、加入していなかったことにより障がい基礎年金等を受給していない障がい	1級障がい 682,200円 2級障がい 545,760円

	者に支給 ・特別障がい給付金制度は平成17年4月に創設	
遺族基礎年金	・国民年金の加入者または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた18歳到達年度の末日までの子(障がいの状態にある場合は20歳未満)がある妻や子がある夫または子に支給 ・納付要件を満たしていること	831,700円(※) + 子の加算 ※ 昭和31年4月1日以前に生まれた人は、829,300円 加算額(子のみの場合は2人目から) 子1人 239,300円 子2人 478,600円 以下1人増すごとに79,800円
寡婦年金	第1号被保険者期間だけで老齢基礎年金受給資格期間がある夫が、老齢基礎年金を受給しないで死亡したとき、10年以上婚姻期間がある妻に支給	妻が60歳から65歳になるまでの期間、死亡した夫が65歳で受給できたであろう老齢基礎年金の年金額の3/4に相当する額
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給	保険料納付年数により、12万円～32万円 付加保険料を3年以上納めた場合 加算額 8,500円
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人で公的年金制限または所得制限の限度額以下の人に支給	全額支給 424,900円

② 国民年金の給付状況

年 度	総 計		老齢基礎年金 (旧老齢・通算老齢年金)		障がい基礎年金 (旧障がい年金)	
	件 数	年金額 (円)	件 数	年金額 (円)	件 数	年金額 (円)
6年度	103,593	73,612,490,506	96,558	67,349,763,602	6,514	5,853,403,975
5年度	103,807	71,656,013,467	96,904	65,664,846,197	6,408	5,613,489,400
4年度	104,032	70,284,531,455	97,317	64,572,628,039	6,207	5,331,110,800

年 度	特別障がい給付金		遺族基礎年金 (旧母子・遺児年金)		寡婦年金		老齢福祉年金	
	件数	年金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	年金額 (円)	件数	年金額 (円)
6年度	25	7,511,420	478	394,138,743	18	7,672,766	0	0
5年度	28	8,587,836	454	363,692,198	13	5,397,836	0	0
4年度	28	8,856,684	466	366,359,990	14	5,575,942	0	0

※ 死亡一時金は日本年金機構にて、数字の収集がなされていません。

(4) 在日外国人障がい福祉金

昭和57年1月1日から外国人に対して国民年金法が適用された際、すでに障がいが発生していたため、障がい年金又は障がい福祉年金の支給を受けられない者を対象に32,500円（月額）を支給している。

(5) 在日外国人高齢者給付金

年金制度上の理由により、国民年金法に規定する老齢年金等を受給できない者を対象に10,000円（月額）を支給している。（令和4年度より、対象者無し）

14 市営葬儀・葬祭センター（斎園課）

(1) 市営葬儀

市民生活への安心と福祉の向上のため、簡素、低廉にして厳粛を旨とする葬儀を、昭和25年10月1日から実施している。平成18年4月18日からは市営葬儀式場が供用を開始し、高齢化の進行、自宅葬儀の減少と会館葬儀の増加、家族葬儀の増加に対応している。内容は、納棺など遺体の取扱い、棺箱・葬祭用品（ドライアイス、遺影写真、告別式用マイクを含む）の供給、祭壇・幕類の飾付、葬儀の司会・進行、寝台車でのお送り及び火葬の執行などである。また、病院からご遺体を自宅などまで移送する相談も行っている。

なお、令和6年度は、1,035件（市内1,004件・市外31件）の利用があった。

市営葬儀使用料

区分 種別			葬 儀 一 式	祭壇等のみを使用 する場合	祭壇等を使用 しない場合
市 民	1 号	大 人	116,380 円	46,090 円	70,280 円
		小 人	105,040 円	40,850 円	63,140 円
	2 号	大 人	37,800 円	14,660 円	22,090 円
		小 人	29,610 円	11,520 円	17,040 円
そ の 他 の 者	1 号	大 人	252,760 円	92,190 円	160,570 円
		小 人	226,090 円	81,710 円	142,280 円
	2 号	大 人	61,040 円	22,000 円	39,000 円
		小 人	48,000 円	17,280 円	31,000 円

1 「大人」とは12歳以上の者を、「小人」とは12歳未満の者をいう。

2 1号種別は死亡した者が生活保護法による被保護者でない場合に、2号種別は被保護者である場合についてそれぞれ適用する。

3 祭壇等のみを使用する場合とは、納棺・火葬を含まない。

4 祭壇等を使用しない場合とは、納棺・火葬を含む。

(2) 葬祭センター

平成17年3月22日から供用を開始した火葬場は、環境負荷の軽減を実現しつつ、今後の火葬件数の増加への対応を視野に入れ、業務を行っている。また、隣接する市営葬儀式場は広く市民に受け入れられ、令和6年度は、749件の利用があった。なお、市民の葬送に対する考えが変化する中、市民サービスのより一層の充実を図るために、家族葬・少人数葬に利用できる式場（式場3・定員25名）の供用を平成28年10月1日の通夜式から新たに開始した。

葬祭センター火葬場

- ・所在地 安満御所の町4番1号
- ・完工 平成17年2月28日
- ・構造 鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上2階
- ・面積 2,051.33㎡
- ・設備 火葬炉12基、汚物炉1基、法要室1室

葬祭センター市営葬儀式場

- ・所在地 安満御所の町4番1号
- ・完工 平成18年3月15日
- ・構造 鉄筋コンクリート造り 地上2階
- ・面積 788.23㎡
- ・設備 式場25名・100名・150名定員各1室、法要室1室、多目的室1室

葬祭センター火葬場使用料

種別	区分	単位	使用料
火葬炉	大人	1体	20,000円
	小人	1体	16,000円
	死産児	1胎	4,000円
	身体の一部	1体分	4,000円

1 「大人」とは12歳以上の者を、「小人」とは12歳未満の者を、「死産児」とは妊娠満12週以上において出産した死児をいう。

2 死亡者が死亡当時本市住民でなかった場合は、使用料は3倍額とする。

葬祭センター市営葬儀式場使用料（市営葬儀使用料に次の表の使用料を加算した額）

種別	使用区分	単位	使用料	
			1号	2号
式場1	葬儀	1葬儀当たり	157,140円	78,570円
式場2			209,520円	104,760円
式場3			104,760円	52,380円
多目的室	葬儀	1葬儀当たり	38,760円	19,380円
	控室	1時間当たり	1,040円	
法要室	法要	1葬儀当たり	31,420円	15,710円
霊安室	遺体安置	1体24時間までごとに	3,140円	

- 1 式場1及び式場2の使用料は、親族控室の使用料を含み、式場3の使用料は、多目的室（親族控室として使用）の使用料を含むものとする。
- 2 1号種別は死亡した者が生活保護法による被保護者でない場合に、2号種別は被保護者である場合についてそれぞれ適用する。

(3) 葬祭センター火葬場使用件数

種別 年度	葬祭センター火葬件数			(内訳) 市営葬儀における火葬件数			(内訳) 火葬のみ			献体 身体一部	産汚物
	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計		
令和6	4,112	582	4,694	1,004	31	1,035	3,108	551	3,659	85	140.0kg

15 公園墓地・合葬式墓地（斎園課）

昭和43年から都市計画墓園として事業に着手し、昭和62年度までに4,000区画の墓所を造成し、貸付を行ってきた。平成5年度に墓地整備の計画の見直しを行い、平成12年度から14年度までの3か年の継続事業として、新たに2,364区画の墓所を造成し、公園、散策路などを整備した。平成15年度から新設墓所の貸付を行い、3年間で貸付を完了した。

公園墓地では適切な管理を通じて良好な環境を維持すると共に、使用者から返還された墓所の再貸付を行っており、令和6年度は返還墓所70区画の再貸付を行った。今後も、返還墓所の再貸付を行って市民の墓地需要に役立てていく予定である。

時代の変化に対応した新たな市民ニーズに応えるため、平成31年4月から合葬式墓地の供用を開始しており、令和6年度は1,131件の使用許可を行った。

(1) 公園墓地

- ・所在地 安満御所の町1321番1ほか
- ・開園 昭和44年7月3日

高槻市公園墓地	開設面積	257,361 m ²	
	墓所数	6,364 区画 $\left\{ \begin{array}{ll} 4 \text{ m}^2 & 2,404 \text{ 区画} \\ 2 \text{ m}^2 & 3,960 \text{ 区画} \end{array} \right\}$	

使用場所	面積	使用料	管理料
墓所	4 m ²	1,060,000 円	233,200 円
	2 m ²	530,000 円	116,600 円

(2) 合葬式墓地

- ・所在地 安満御所の町1324番1
- ・完工 平成31年1月31日
- ・構造 鉄筋コンクリート造り 地下2階
- ・面積 86.08 m²
- ・設備 合葬室10,000体、個別保管室4,000体

合葬式墓地使用料

(1体につき)

使用区分	金額(税込)	
	市民	その他
合葬のみ	55,000 円	82,500 円
10年間個別保管後合葬	110,000 円	165,000 円
20年間個別保管後合葬	165,000 円	247,500 円
記名板	55,000 円	82,500 円

※ 金額は、申請者が「市民」か「その他」で決定する。

16 環境政策（環境政策課）

本市では、環境の保全・創造に関する基本理念を定めた環境基本条例（平成13年3月制定）に基づき「環境基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に環境施策を推進している。本計画では、地球温暖化等の地球規模の環境問題から騒音や振動などの身近な生活環境に至るまで、幅広い環境分野における施策の目標や基本方針を定め、創エネ・省エネ機器の導入促進、事業場の監視・指導、環境モニタリングなどの環境施策に取り組むとともに、市民・事業者と連携を図りながら、日常生活や事業活動における高質な環境の保全と創造に努めている。

(1) 環境基本計画の推進

本市の特徴である豊かな自然や歴史に支えられた環境を守り、育て、将来の世代に継承するため、「環境基本方針」、「第2次環境基本計画」及びその具体的な行動計画である「たかつき環境行動計画」に基づき各種の取組を推進している。

また、環境基本計画等の効果的・効率的な実施のため独自の環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルを導入しており、様々な環境施策の進行管理、一事業者としての事業活動に伴う環境負荷の軽減の推進、内部環境監査による各所属での取組状況の確認、取組状況や環境実態を明らかにした冊子「たかつきの環境」の公表と市民意見の把握、環境・温暖化対策審議会による取組状況の点検・評価を実施している。

(2) 環境協働の推進

「たかつき環境行動ネットワーク」に参画し積極的な環境活動に取り組んでいる市民・事業者の各種活動を支援しているほか、協働して「たかつきエコ&クリーンフェスタ」などのイベントを開催している。

また、環境活動の新たな担い手づくりを図るため、様々な環境知識を学ぶ場として「たかつき市民環境大学」を開催している。

(3) 地球温暖化対策

市域の地球温暖化対策を推進するため、「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に基づき各種の施策に取り組んでいる。

このうち、創エネ・省エネの推進の一環では、市内居住者による住宅用太陽光発電システムの設置や窓の断熱改修などに対しては「エコハウス補助金」として、中小企業の省エネ設備導入に対して「民間

事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」として、集合住宅において省エネルギー改修を実施する際には「集合住宅省エネルギー改修補助金」として補助する事業を実施している。

(4) 摂津峡周辺地域の自然環境の保全

「摂津峡における自然環境の保全等に関する条例」に基づき、環境保全区域内におけるバーベキュー等の行為の禁止について、広報誌への掲載や看板の設置、警備員による巡回指導などを通じて周知啓発を図っている。

(5) 環境モニタリング

市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染防止法等の環境関係法令において大気・水質・騒音・ダイオキシン類等の監視が地方自治体に義務付けられており、本市では次のとおり測定を行っている。

① 大気

市域の大気の実態把握のため、高槻北局（大蔵司）、高槻市役所局（桃園町）、庄所局、梶原局の4局を設置し、常時監視を行っている。主な測定項目は窒素酸化物・光化学オキシダント・一酸化炭素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM_{2.5}）・風向・風速である。

② 河川水質

主要な河川等における水質の実態把握のため、水質調査を実施している。

③ 地下水

市内の全体的な地下水質を把握するため、対象となる井戸について定期的に水質調査を実施している。主な測定項目は、カドミウム・シアン等の環境基準項目である。

また、過去に環境基準項目の基準値超過があった井戸及びその周辺の井戸について、汚染状況の変化を把握するため、継続監視を行っている。

④ 騒音・振動

市内の全体的な実態を把握するため、一般地域の環境騒音、道路（市内の高速道路、国道、主要な府道及び市道）に面する地域、新幹線及び在来線鉄道沿線の騒音・振動の測定を実施している。

⑤ ダイオキシン類

大気や河川等のダイオキシン類による汚染状況を把握するため、実態調査を実施している。

⑥ 有害大気汚染物質

継続的に摂取すると人の健康を損なうおそれがある物質のうち「優先取組物質」として位置付けられる物質について、大気中の含有状況を把握するための実態調査を実施している。

(6) 土壌汚染

土壌汚染対策法等では、汚染のおそれのある土地について一定の機会を捉えて土壌汚染状況調査を義務付けており、汚染判明時には健康被害のおそれに応じて要措置区域等に指定することとされている。また、土壌汚染が確認された区域については、必要に応じて事業者が土壌汚染対策を行う。

(7) 化学物質管理制度（PRTR）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）では、人の健康や生態系に有害なおそれのある物質を第一種指定化学物質として指定し、一部業種の取扱量の多い

大規模事業所に対して排出量及び移動量の届出を義務付けている。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、これに加えて独自に物質を指定し、取扱量等の届出を義務付けている。

(8) 採（砕）石

採（砕）石事業に起因する事業場及びその周辺や製品運搬過程での災害の予防と環境保全のため、採石法に基づく岩石採取計画の認可や、関係各課や関係機関と連携した総合的な指導を実施している。

(9) 環境影響評価

事業者が事業の実施前に、環境に与える影響を予測・評価し、環境保全のために適正な配慮を行うことを目的として、環境影響評価条例を運用している。

(10) ペット霊園の設置及び管理

公衆衛生その他公共の福祉の見地からペット霊園の設置及び管理が支障なく行われるよう、事業者が必要な措置を講ずることを目的とした条例を制定し、運用している。

(11) 太陽光発電施設の適切な設置

太陽光発電施設の適切な設置を誘導し、自然環境、生活環境、景観の保全及び災害の未然防止を図ることを目的とした条例を制定し、令和6年7月から運用している。

(12) 工場・事業場への立入

環境関係法令・条例の遵守状況を確認するため、定期的に立入調査を実施している。

(13) 苦情

騒音や水質等に関連する苦情が寄せられた場合には、適宜、実態把握を行い、必要に応じて事業者等への指導と苦情者への情報提供を図り、問題の解決に努めている。なお、苦情内容が法・条例の規制対象外である案件については、関係部局や他の関係機関とも協議を行いながら対応している。

17 産業廃棄物（資源循環推進課）

産業廃棄物の適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」などの各法令に基づき、産業廃棄物処理業者等の許可申請に係る審査及び排出事業者からの計画書、報告書等の受理を行ったほか、立入検査を実施し、処理基準遵守等の確認及び指導を行った。

併せて、産業廃棄物の不適正処理等に対する監視・指導を行うだけでなく、未然防止対策として定期的なパトロールを行った。

18 ごみ処理（資源循環推進課・清掃業務課・エネルギーセンター）

(1) ごみの収集（清掃業務課）

① 家庭系一般廃棄物収集

ごみの種類	収集方式	収集主体	収集回数
可燃ごみ	ステーション方式	委託	週 2 回
不燃ごみ		直営	月 1 回
大型可燃ごみ		委託	月 1 回
リサイクルごみ		委託	月 2 回
ペットボトル	拠点回収	直営	週 2 回

※ リサイクルごみとは、空き瓶・空き缶・ペットボトル・古紙・古布である。

※ スーパーマーケットなどを対象にペットボトルの拠点回収を行っている。

② 家庭電化製品等収集

家電リサイクル法対象機器（電気洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、電気冷蔵庫・冷凍庫）については、小売店において引取義務のない義務外品に関し、市が有料で収集している。

③ 臨時ごみ収集

一般家庭を対象とする引越しや植木のせん定等で一時的に多量に発生するごみは有料で、自治会等が実施された地域清掃のごみについては無料で収集している。

④ 犬・猫等死体収集

家庭で飼育されている犬・猫等の死体については有料で、野良犬・野良猫等については無料で収集している。

(2) ごみ収集量（清掃業務課）

（単位：トン）

区分 \ 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
収集内訳	可 燃 ご み	49,965	51,155	53,078
	大 型 可 燃 ご み	4,721	4,787	4,924
	不 燃 ご み	2,022	2,279	2,525
	リ サ イ ク ル ご み	7,155	7,240	7,364
	ペットボトル（拠点回収）	74	71	77
	持 込（家庭系）	524	479	405
	持 込（事業系）	4,935	4,844	5,223
	そ の 他 事 業 系 ご み	27,470	27,706	27,951
収 集 量 合 計		96,866	98,561	101,547

(3) 収集処理体制（清掃業務課・エネルギーセンター）

（令和7年4月1日現在）

区 分		収集車台数	従事職員数
収 集	直 営	12 台	(注) 23 人
	委 託 業 者	56 台	127 人
処 理	焼却処理施設名	エネルギーセンター第二工場、第三工場	
	焼 却 能 力	510 トン／日	
	従 事 職 員 数	(注) 57 人	

（注）従事職員には再任用職員・会計年度任用職員を含む。

(4) 一般廃棄物処理施設（エネルギーセンター）

高槻市内から排出される焼却対象ごみについては、第二工場（処理能力：360トン／日、平成7年竣工）及び第三工場（処理能力：150トン／日、平成31年竣工）の2施設で焼却処理を行っている。

焼却灰等については、大阪湾広域臨海環境整備センターが推進する「大阪湾フェニックス計画」に参画し、平成4年度より搬入を始めており、一部は本市の一般廃棄物最終処分場にも埋め立てている。

また、リサイクル施設（令和5年竣工）にて、市内回収店で回収されたペットボトルの圧縮梱包を行っている。

《第二工場》

1	焼 却 能 力	360t / 24h (180t / 24h×2 基)	7	脱 硝 装 置
2	ごみクレーン	バケット容量 8.5 m ³ ×2 基		出口窒素酸化物濃度 80ppm 以下
3	焼 却 炉	全連続燃焼式 180t / 24h×2 基	8	蒸気タービン発電設備
4	ボ イ ラ	最高使用圧力 3.3 MPa		最大発電能力 4,950kW
		常 用 圧 力 2.84 MPa	9	灰 ク レ ー ン バケツ容量 1.5 m ³ ×2 基
		伝 熱 面 積 1,489 m ² ×2 基	10	煙 突 角型RC造 120m×1 基
5	電気集塵装置	出口ばいじん量 0.02 g / m ³ N 以下		(鋼製内筒 2 本)
6	洗浄集塵装置	出口塩化水素濃度 20ppm 以下		
		出口硫黄酸化物濃度 20ppm 以下		

《第三工場》

1	焼 却 能 力	150t / 24h (150t / 24h×1 基)	7	脱 硝 装 置
2	ごみクレーン	バケット容量 8.5 m ³ ×2 基		出口窒素酸化物濃度 50ppm 以下
3	焼 却 炉	全連続燃焼式 150t / 24h×1 基	8	蒸気タービン発電設備
4	ボ イ ラ	最高使用圧力 4.9 MPa		最大発電能力 4,300kW
		常 用 圧 力 3.7 MPa	9	灰 ク レ ー ン バケツ容量 1.6 m ³ ×2 基
		伝 熱 面 積 1,453 m ² ×1 基	10	煙 突 角型RC造 100m×1 基
5	ろ過式集塵装置	出口ばいじん量 0.01 g / m ³ N 以下		(鋼製内筒 1 本)
6	洗浄集塵装置	出口塩化水素濃度 10ppm 以下		
		出口硫黄酸化物濃度 10ppm 以下		

《破碎設備》

1	処 理 能 力	24t / 5h ×1 基
---	---------	---------------

《リサイクル施設》

1 ペットボトル圧縮梱包機

処 理 能 力 0.3t / h ×1 基

(5) 前島熱利用センター（クリンピア前島）（資源循環推進課）

エネルギーセンターのごみ焼却熱を利用した施設。温水プール（25m×6コース）を中心として大広間・和室、多目的ルームやプールギャラリーを設け、市民のレクリエーションの普及と健康の保持増進を図ることを目的としている。

① 概 要

所 在 地 前島四丁目18番1号

開館年月日 平成7年11月1日

構 造 鉄筋コンクリート造り4階建て

延べ床面積 5,629㎡

- ・施設内容 1階 エントランス、ロビー、受付、工作室
2階 温水プール、事務室
3階 多目的ルーム、会議室、プールギャラリー
4階 大広間、和室、娯楽・談話コーナー、浴室
- ・開館時間 午前10時～午後8時 ただし日曜日は午後4時30分まで
駐車場はセンターの開館時間の前後30分
- ・休館日 毎週水曜日（祝日の場合はその翌日）と年末年始

② 施設利用料

入 館 料

個 人	一 般	520 円	団 体	30 人以上	所定料金の 10%引き
	小学生・中学生・ 高齢者（65 歳以上）	260 円		50 人以上	所定料金の 20%引き
				100 人以上	所定料金の 30%引き

団体利用の場合の使用料（入館料に下表の使用料を加算した額）

区 分		1 時間につき	区 分	1 時間につき
温 水 プ ール	平 日	14,660 円	多目的ルーム	1,040 円
	土曜日・日曜日 または休日	18,330 円	第 1 会 議 室 第 2 会 議 室 第 1 工 作 室 第 2 工 作 室	620 円
大 広 間		1,040 円		
和 室		310 円		

駐車場使用料 (1日1回につき)

普通(準中型) 自動車	100 円
中型自動車	200 円
大型自動車	500 円

(6) ごみ処理手数料(資源循環推進課・清掃業務課)

種 別	取 扱 区 分				単 位	手 数 料
一 般 廃棄物	家庭廃棄物	特定家庭 用機器以 外のもの	定 時		—	無 料
			臨 時	収集し、運搬し、及び処分す るもの	1 立方メートル につき	2,720 円
				処分のみをするもの		10 キログラム につき
		特定家庭 用機器	ユニット形エアコンディショナー		1 台につき	3,660 円
			テレビジョン受信機			
			電気冷蔵 庫及び電 気冷凍庫	容量が 250 リットル未満のもの		5,230 円
				容量が 250 リットル以上のもの		
		電気洗濯機及び衣類乾燥機		3,660 円		
	事業系一 般廃棄物	収集し、運搬し、及び処分するもの		10 キログラム につき	170 円	
		処分のみをするもの			80 円	
動物の 死 体	収集し、運搬し、及び処分するもの				1 個につき	1,040 円
	処分のみをするもの					520 円

(7) ごみ減量対策(資源循環推進課)

令和 6 年度に処理した一般廃棄物(ごみ)の量は、96,866 トンで、前年度より 1.7 パーセント減少した。減量化事業としては、エコショップ認定制度や職員出前講座、小学校等への啓発活動だけでなく各種取組を実施した。

① 廃棄物減量等推進員制度の活用

平成 6 年度から衛生員制度を、廃棄物処理法の全面改正に伴って発展・改組した。また、ごみ問題について自治会と市とのパイプ役が果たせるよう、推進員等を対象にごみの減量・資源化講演会を開催した。

② 生ごみ減量化・堆肥化事業

昭和 63 年度から屋外設置型の堆肥化容器の普及を図っており、平成 6 年度以降は、有用微生物群(E.M 菌)を活用した屋内用の堆肥化容器普及事業も行っている。

なお、令和 4 年度からは、市民自らが堆肥化容器を購入し、市は購入金額の半額を補助金として交付する制度へと変更した。

③ 多量排出事業者の研修会

平成6年度から実施している「多量排出事業所」へのごみ減量化指導については、対象事業者に対し減量等計画書の提出を求めたほか、減量化のための研修会を開催した。

④ 集団回収奨励金事業

平成13年度から集団回収を行っている子ども会などの非営利団体の活動をさらに促進・奨励することを目的に、集団回収奨励金事業を導入した。

⑤ 使用済小型家電の回収促進

市民に対して小型家電リサイクル法の制度の周知・啓発を行い、使用済小型家電の回収を促進し、適正な再資源化に取り組んだ。

19 し尿処理（資源循環推進課・清掃業務課・エネルギーセンター）

し尿については、し尿と浄化槽汚泥をエネルギーセンター分室に搬入している。

し尿の収集は、隔週定曜日収集及び臨時収集で実施しており、し尿・浄化槽汚泥・汚水槽等汚泥は希釈処理し、公共下水道に放流している。

(1) し尿の収集処理量（清掃業務課）

① し尿の収集処理量

年度	区分	処理内容	
		総収集量	エネルギーセンター分室
令和6年度		4,629kl	4,629kl
令和5年度		4,595kl	4,595kl
令和4年度		4,561kl	4,561kl

② 浄化槽の清掃

市が許可した業者によって浄化槽の清掃が実施されている。

年度	区分	清掃件数(件)	引き出し 汚泥処理量(kl)	汚泥処理手数料 徴収額(円)	許可業者数(社)
令和6年度		1,222	4,017	803,340	17
令和5年度		1,240	3,961	792,180	17
令和4年度		1,304	4,356	871,240	17

③ 汚水槽等の清掃

市が許可した業者によって汚水槽等の清掃が実施されている。

年度	区分	清掃件数(件)	引き出し 汚泥処理量(kl)	汚泥処理手数料 徴収額(円)	許可業者数(社)
令和6年度		94	86	17,280	17
令和5年度		84	85	16,940	17
令和4年度		86	78	15,560	17

(2) 収集処理体制（清掃業務課・エネルギーセンター）

① 収集（清掃業務課）

（令和7年4月1日現在）

区分	収集車台数	従事職員数
委託業者	12 台	42 人

② 処理（エネルギーセンター）

（令和7年4月1日現在）

処 理 施 設 名	エネルギーセンター分室
公称処理能力	84kl／日
処 理 方 式	希釈放流方式
従 事 職 員 数	委託業者 5 人

(3) 収集処理費用（令和6年度）（清掃業務課・エネルギーセンター）

① し尿収集委託料（消費税等額を含む）

区分	年間委託料支払額(円)
委託	149,351,268

② し尿処理委託料（消費税等額を含む）

区分	年間委託料支払額(円)
委託	15,081,000

③ 清掃手数料調定額（ただし、滞納繰越分を含む）

内容 \ 区分	し尿一般	し尿従量	合計
件 数(件)	1,239	7,372	8,611
調定金額(円)	2,043,880	13,925,535	15,969,415

(4) し尿処理手数料（資源循環推進課）

し尿収集処理申し込みに基づいて作成した納入通知書を送付し、市役所、取扱い金融機関における窓口納付及び口座振替により手数料を徴収している。

種別	取扱区分				単位	手数料
し尿	人員数制	定 時	世 帯 人員数	1 人又は 2 人	1 期（3 か月）につき	1,600 円
				3 人又は 4 人		1,910 円
				5 人又は 6 人		2,230 円
				7 人以上		2,540 円
	臨 時			10 リットルにつき	45 円	
	従 量 制			10 リットルにつき	45 円	
浄化槽汚泥	処分のみをするもの				10 リットルにつき	2 円
し尿混じりのビルピット汚泥						

(5) し尿処理事務委託（エネルギーセンター）

「高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する規約」に基づき、島本町内で発生したし尿等の受入れをしている。

受入量

区分 年度	生し尿	浄化槽汚泥	合計
令和6年度	490k1	1,264k1	1,754k1

20 美化推進（清掃業務課）

(1) 「あき地の清潔保持に関する条例」に基づく措置

不良状態にあるあき地の占有者等に対し、改善に必要な措置を行っている。

(2) 「まちの美化を推進する条例」に基づく清掃活動等

- ① 環境美化推進重点区域に指定している阪急高槻市駅北側周辺の清掃活動を行っている。
- ② 環境美化推進デーを設け、市民、事業者等と市内の清掃活動を行っている。
- ③ 路上喫煙や吸い殻のポイ捨て防止のため、路上喫煙禁止区域を指定して啓発、助言、指導を行っている。
- ④ 犬のふんの適切な処理を促すために啓発用具の交付を行っている。

21 公衆衛生（清掃業務課）

感染症が発生した場合、高槻市保健所の指示に基づき消毒を行う。